

Ⅲ. 平成 24 年度包括外部監査報告書の指摘事項に係る措置状況について

1. 包括外部監査制度の概要

包括外部監査制度は、平成 11 年度から実施されている地方自治法に基づく制度であり、導入されてから 20 年以上経過した。

包括外部監査人は、「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」のうち、地方自治法第 2 条第 14 項（最小の経費で最大の効果）及び同条第 15 項（組織運営の合理化）の趣旨を達成するため必要とされる「特定の事件」について監査を行う。

都道府県、政令指定都市、中核市及び条例により導入を定めた市区が包括外部監査を受け、監査の結果に関する報告（「指摘事項」）に対して地方自治法第 252 条の 38 第 6 項に基づく措置を講じ、外部に公表することとされている。一方、指摘事項に添えるものとされる「意見」に対しては、地方自治法上での公表の義務はないため、公表するかどうかは各自治体の判断に任されている。なお熊本県においては、県の判断として、「指摘事項」に対する措置のみならず「意見」に対する措置状況も公表している。

具体的な措置から公表までの流れとしては、熊本県の知事部局の場合、包括外部監査の担当課である人事課が監査対象部署から報告された措置の内容を調整の上、監査委員事務局へ報告を行い、監査委員がその内容を確認し、措置を講じたものを熊本県のホームページに公表している。

2. 平成 24 年度包括外部監査報告書の指摘事項に係る措置状況

平成 24 年度の包括外部監査において、「公有財産（土地建物）の管理と有効活用について」というテーマで監査が実施されていたことから、当該年度の指摘事項（一部、意見も含む）に関する現時点の措置状況を確認した。基本的に指摘事項のみを対象としたことについては、意見まで含めると相当な件数になり、監査の実施が困難になることに加え、指摘事項と異なり意見には、地方自治法上、措置対応が強制されないためである。

平成 24 年度包括外部監査報告書の指摘事項（一部、意見も含む）に係る措置状況については、次頁以降の表のとおりとなっている。なお、措置状況の公表は、措置対応の時期に応じ複数回に分けて公表されたため、平成 25 年 9 月 26 日公表分、平成 26 年 10 月 2 日公表分、平成 28 年 12 月 28 日公表分、平成 30 年 1 月 5 日公表分として、それぞれ表にまとめている。

(出所：平成 24 年度包括外部監査結果に係る措置状況 (熊本県ホームページ平成 25 年 9 月 26 日公表分より監査人が加工・作成))

【知事部局】

番号	所管課	施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
1	総務事務センター (現 総務厚生課)	菊池職員住宅	Ⅲ-1 総務事務センター職員厚生室所管の職員住宅 3. 未利用地について 公有財産異動の適切な処理について	指摘	住宅建物は平成 24 年 2 月に解体されているにもかかわらず、台帳上の異動処理がなされず、平成 24 年 3 月 31 日現在の公有財産表に建物 532.56 ㎡が残っている。公有財産異動の適切な処理を行うべきである。	これまでは建物の解体後、解体引継書の受理－建物滅失登記－公有財産異動報告という流れで一連の事務を処理していた。 今後は、建物滅失登記の手続きに拘らず、建物の解体を確認した時点で速やかに管財課に報告することとしたい。 なお、菊池職員住宅の建物解体については、平成 24 年 9 月 27 日付けで管財課に異動報告を行っており、台帳上の異動処理は終了している。
2	管財課 (現 財産経営課)		1. 公有財産の管理について (3) 公有財産に係る報告について	指摘	公有財産の適正な管理と現況把握には、増減異動内容の公有財産異動報告書による速やかな報告が求められており、管財課による指導も行われているが、土木部からの引継書の遅れによる所管課での異動報告の提出遅れ、所管課での異動報告の失念等があり、公有財産台帳に現状が適切に明示されていない事例が散見されている。 所管課並びに土木部担当課に対して、規則や事務手引きに基づく迅速な報告に関し再度徹底した意識づけを行い、公有財産台帳が正確な公有財産の現況を表すものとなるよう適正な公有財産事務の運用に努めることが必要である。	平成 25 年 2 月末に「公有財産異動報告書の提出について (通知)」を発出し、適正処理についての徹底を図ったところである。また、5 月に公有財産事務担当者研修会を開催し、再度適正な管理について指導した。今後も、機会を捉えて指導を徹底していく。

番号	所管課	施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
3	管財課 (現 財産経営課)		2. 公有財産管理システムについて	指摘	今後県全体としての経営戦略的な視点に立った公有財産の管理を進めるうえでも、公有財産の異動や管理現況に籍する整合性のある正確な情報を一元管理し、事務管理を効率化して行くことは不可欠であり、現行の公有財産管理システムの早急な見直し、更新を検討すべきである。	現行の公有財産システムの見直し・更新については、現状と報告の間にタイムラグはあるものの、財産異動等に係る事務手続きの指導を徹底することで対応は可能であり、早急な現行システムの見直し・更新は考えていない。
4	管財課 (現 財産経営課)	小島町公有水面埋立地	I-2 公有財産の管理に係る事務について (1) 用途目的の変更について	指摘	(1) 当該用地のうち熊本市農協への貸付け 20,000.00 m ² は、平成3年6月から行われているが、財産台帳に登録されている項目の中の普通財産の種類が「その他の土地建物」として台帳登録されている。今後も貸付けを行うことが見込まれるのであれば「貸付財産」としてとして台帳修正を行う必要がある。	(1) 台帳上の区分については、貸付財産に修正した。
5	管財課 (現 財産経営課)	八代高专教職員日奈久宿舍	I-2 公有財産の管理に係る事務について 用途変更について	指摘	当該財産は普通財産の職員宿舍等に区分され管理されているが、実態としては職員宿舍としての用途はすでに廃止され売却対象物件となっており、用途変更を行いその他の土地建物として管理がなされる必要がある。	台帳上の管理区分について、その他の土地建物に修正した。

番号	所管課	施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
6	管財課・警察本部 会計課 (現 財産経営課)	水俣警察署跡地	I-4 公有財産 の処分に係る事 務について 財産異動報告と チェック体制に ついて	指摘	<p>旧水俣警察署跡地は平成 22 年度に売却がなされているが、平成 22 年度の公有財産異動報告が土地のみが行われたため、建物だけが旧水俣警察署として平成 23 年 3 月現在の公有財産表に残っていた。</p> <p>財産を処分した際には、所管課では財産の異動内容を正確かつ迅速に報告する必要がある。また当該財産の土地・建物については管財課において売却をしており、管財課においても平成 22 年度での所管課からの異動報告を受領した際の内容チェックが不十分であったと考える。</p> <p>今後、所管課では財産の異動内容の正確かつ速やかな報告が必要であり、また異動報告書を受領する管財課においても異動内容をチェックする体制を整備することが必要である。</p>	平成 25 年 5 月に開催した公有財産事務担当者研修会において、異動報告について適時適切に行うよう指導した。今後も指導を徹底するとともに、管財課内においても、売却担当が売却済み一覧リストを作成して台帳担当へ渡し、報告漏れがないかを双方においてチェックするよう、チェック体制を充実させる。
7	管財課 (H24 市町村行政課) (現 財産経営課)	人吉保健所長宿舎	III-4 その他の 所管課の職員宿 舎等 財産台帳の記載 内容について	指摘	<p>土地台帳 (土地口座別沿革) に昭和 61 年 10 月国土調査の成果として面積増加 328.16 m²の記載があるが、この土地は教育委員会との共有であり増加の記載は誤りである。共有物件の把握に工夫を要する。また、75.94 m²の建物の敷地が 623.18 m²であることに疑問を持つことも必要である。</p>	<p>平成 24 年 12 月に修正済み。</p> <p>日頃から土地台帳の確認を行い、問題点がある場合には土地登記簿等で確認して台帳の修正を行う。</p>

番号	所管課	施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
8	管財課 (現 財産経営課) 文化企画課 (現 文化企画・世界遺産推進課)	県立博物館松橋 収蔵庫敷地他	5. 資産の有効活用について (2) 未利用資産の事業計画の見直しについて	指摘	<p>未利用のまま 10 年から 20 年近く保有されていることは事実であり、氷川警察署の建設に関しては他の警察施設の水害対策・耐震対策が優先されたため計画が度々先送りされている事情は理解できるが、それぞれの事業計画に問題があると言わざるを得ない。</p> <p>特に県立博物館構想に関しては、事業規模や建設費の概算も明示されておらず、議会や審議会へは金額が提示されていない。建設計画が具体的でなかったにもかかわらず、建設凍結という理由で 60,000 ㎡の土地の大部分が未利用状態となっている。</p> <p>改めてこれらの事業については早急に見直しを行い、今後の事業実施の検討と売却処分を含めた有効活用策を議論すべきである。</p> <p>管財課では財政再建戦略期間中、各所管課に対して未利用資産の状況調査を実施していたが、調査内容には不十分な点も見られ、所管課に対して十分な指導を行うとともに、他にも事業化がなされず未利用となっている財産がないか再度洗い出すことが望まれる。</p>	<p>【管財課】</p> <p>管財課においては、未利用資産の状況調査を実施し、未利用資産の把握を行ってきた。</p> <p>調査においては、資産の将来の利活用見込みについても確認しており、将来の利活用見込みのない資産については、原課と協議し売却を進めてきたところであり、調査内容に不備はないものとする。</p> <p>【文化企画課】(下記9と同一)</p> <p>[県立博物館松橋収蔵庫敷地について]</p> <p>県立博物館の建設については、平成8年に基本構想、平成10年に基本計画を策定したが、平成13年度以降、実質的な凍結状態となっている。</p> <p>博物館構想については、昨今の博物館に対する考え方の変化や本県における博物館を巡る環境の変化を踏まえ、現在、時代の要請に応じた新たな「熊本タイプ」の博物館の検討を行っている。</p> <p>新たな「熊本タイプ」の博物館において、現在の松橋収蔵庫は中核施設として考えており、敷地については、収蔵庫を訪れる見学者等が、「集い、遊び、憩う」ことができ、併せて、地域住民がレクリエーションもできる、地域に開かれた、芝生による多目的な広場としての整備を考えており、9月補正予算で実施設計費を要求中である。</p>

番号	所管課	施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
9	文化企画課 (現 文化企画・ 世界遺産推進課)	県立博物館松橋 仮収蔵庫(県立博 物館建設予定地)	I-2 公有財産 の管理に係る事 務について 県立博物館構想 について	指摘	<p>県立博物館構想は事業規模や建設費の概算も明示されておらず、議会や審議会へは、金額が提示されていない。</p> <p>建設計画が具体的でなかったにもかかわらず、建設凍結という理由で60,000㎡の土地の大部分が10年間も未利用状態にされていることは問題である。</p> <p>また、未利用地となっていることから、敷地内の除草、樹木剪定委託費用が毎年600千円から800千円支出され維持コストのみが発生している。</p> <p>改めて県立博物館構想自体を論議すべきであり、売却も視野に入れた活用方針を早急に検討すべきである。</p>	<p>〔県立博物館松橋収蔵庫敷地について〕</p> <p>県立博物館の建設については、平成8年に基本構想、平成10年に基本計画を策定したが、平成13年度以降、実質的な凍結状態となっている。</p> <p>博物館構想については、昨今の博物館に対する考え方の変化や本県における博物館を巡る環境の変化を踏まえ、現在、時代の要請に応じた新たな「熊本タイプ」の博物館の検討を行っている。</p> <p>新たな「熊本タイプ」の博物館において、現在の松橋収蔵庫は中核施設として考えており、敷地については、収蔵庫を訪れる見学者等が、「集い、遊び、憩う」ことができ、併せて、地域住民がレクリエーションもできる、地域に開かれた、芝生による多目的な広場としての整備を考慮しており、9月補正予算で実施設計費を要求中である。</p>
10	障がい者支援課 (教育委員会施設課、農林水産部 農地・担い手支援 課に所管替え)	熊本県立肥後学 園敷地	I-2 公有財産 の管理に係る事 務について 土地の所有権登 記について	指摘	<p>昭和15年頃に農政部で取得し、昭和24年の開園時に所管換えしたのではないと思われるが、取得の資料が一部残っていないものがある。</p> <p>また、名義変更を行っていない土地が残っており、所有者が亡くなったため利害関係者(主に相続人)が増え、さらに状況が複雑化している。土地の所有権登記は速やかに行う必要がある。</p>	<p>権利関係が複雑化し任意による所有権移転が難しい状況となっていることから、時効取得を原因とする共有持ち分権移転登記手続を求める訴えを提起する予定である。</p>
11	環境保全課	大気汚染監視測 定所(大津、甲佐)	I-2 公有財産 の管理に係る事 務について 建物取得価格に ついて	指摘	<p>工事費を6ヶ所の建物や機器に配分計算する際に、結果的に設計価格をそのまま建物の取得価格としている。また、建物を建設していない阿蘇市や上天草にもほぼ同額が設計価格に計上されている電気工事費を建物に算入しているのは不適切である。</p>	<p>御指摘の件について、平成25年5月に修正し、管財課へ公有財産異動報告を行った。</p>

番号	所管課	施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
12	産業支援課	産業技術センタ ー	I-1 公有財産 の取得に係る事 務について (2) 既存設備の 改修費用につい て	指摘	<p>既存施設の改修を行った場合に、公有財産台帳に登録する内容の基準が設けられているものの、本来資産として計上すべき工事費用について、台帳への登録が徹底されていない。</p> <p>既存設備の改修に際して、資産に計上すべき工事とそうでないものとを区別する基準について再度徹底周知させ、適正な台帳価格が計上されるようにすべきである。</p>	現在の登録内容については基準に基づき台帳価格のチェック及び修正を行うとともに、今後も適正な台帳価格となるよう徹底することとしている。
13	産業支援課	産業技術センタ ー	I-3 公有財産 の使用許可・貸付 けについて 行政財産の使用 許可の検討結果 について	指摘	<p>産業技術センターに入居している団体の使用許可に関する決裁はまとめてとられており、すべての団体を一括して入居が妥当である旨の記載は存在するものの、各団体について個別に入居の妥当性の検討がなされていない。各団体とも熊本県の産業振興に深い関係を有する団体ではあるが、活動内容、設立目的は団体ごとに異なっている。また周辺地域の相場よりも比較的安価で使用できることから、その使用の妥当性については個別に慎重な検討をする必要がある。</p> <p>今後各団体が入居するに適切であることを、個別に検討した記録を残す必要がある。</p>	平成 25 年度の使用許可申請分より、各団体について個別に入居の妥当性を検討しており、各団体ごとの使用許可理由など、個別に検討した記録を決裁に添付するよう改善した。
14	企業立地課	セミコンテクノ パーク用地	I-2 公有財産 の管理に係る事 務について 財産異動処理に ついて	指摘	<p>監査実施時点での公有財産台帳（面積 26,033.72 m²、価格 57,967 千円）には、菊池郡菊陽町大字原水 4055-1 公園 11,736 m²、26,711 千円が記載されているが、当該公園は平成 12 年 9 月に菊陽町に譲与済である。</p> <p>しかし、菊陽町への土地譲与時の台帳の更新が漏れており、今後は異動があった場合には速やかに台帳を適切に更新する必要があり、速やかに当該口座の公有財産台帳を適正なものとする必要がある。</p>	ご指摘のとおり、今後は土地異動の際には、速やかな台帳の更新を行うこととする。今回ご指摘いただいた土地については、平成 24 年 10 月に台帳の更新を行った。

番号	所管課	施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
15	企業立地課	菊池テクノパーク	I-2 公有財産の管理に係る事務について 財産台帳の取得価格の記載について	指摘	<p>台帳記載の土地価格 661 百万円は用地補償費のみの金額である。</p> <p>造成工事代金は総額 950 百万円が予定されているが、平成 23 年度に 400 百万円を執行し、残りの 550 百万円は平成 24 年度へ繰越となっている。このため、平成 23 年度に執行された造成工事に係る支出額は現在のところ台帳には記載されていない。</p> <p>平成 23 年度の造成工事代については土地の取得価格として台帳に記載し計上すべきである。</p>	<p>平成 23 年度の造成工事にかかる予算は 400 百万円で、平成 23 年度末に造成工事発注に伴う前払金等として 12 百万円執行し、残り 388 百万円は翌年度に繰越しており、造成工事は、平成 25 年度に完了する予定である。</p> <p>平成 23 年度においては、前金払等のみの執行で、造成工事は完成しておらず土地の価値増には至っていないため、台帳価格については、造成工事が完了し、財産審議会において土地の評価額が決定した時点（平成 25 年度）で台帳に登録することとしている。</p>
16	企業立地課	くまもと臨空テクノパーク	I-2 公有財産の管理に係る事務について 財産台帳の登録について	指摘	<p>全ての公有財産は台帳に登録されなければならないが、平成 18 年度に臨空テクノパークの事業用地を取得した際には、台帳登録が行われておらず、平成 23 年に 2 区画のうち 1 区画が分譲された後、残区画分だけについて平成 23 年 7 月に「新規登録」として台帳登録が行われている。</p> <p>財産の取得、処分等の異動があった際には適時・適性に台帳に登録し管理していくことが不可欠である。</p>	<p>当時、造成工事完了後即時に売却できる見込みであったことから、用地買収時には台帳登録が行われて異ななかった。</p> <p>今後は用地買収後（財産取得後）速やかに台帳登録することとしており、平成 23 年度に実施した菊池テクノパーク用地を買収した際には財産取得後速やかに台帳登録を行ったところである。</p>
17	企業立地課	熊本港湾関連用地	I-2 公有財産の取得に係る事務について (第一次分譲地) (3) 土壌汚染に対する配慮について	意見	<p>現在土地を貸し付けている民間企業のうち、2 社は産業廃棄物の収集業者である。貸付にあたっては必要な公害対策措置が講じられているが、埋立地であることから、汚染された雨水が海に流れ込む危険も存在する。</p> <p>今後、定期的に土壌汚染が発生していないか、土壌検査を実施し、公害防止の対策を講じる必要があると考える。</p>	<p>立地企業は、環境保全関係各種法令を遵守するほか、雨水については、環境形成協定を県と締結する中で、油水分離施設を設置のうえ側溝排水路への放流等を規定した計画を作成して環境の保全を図ることとしており、県としてもその計画の遵守について指導を行っていく。</p>

番号	所管課	施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
18	森林保全課（現 森林整備課）	熊本県教育文化 の森	I－2公有財産 の管理に係る事 務について 所管換え時での 財産の活用法検 討の必要性につ いて	指摘	<p>公園としての整備が可能な土地であるかどうかを確認したうえで所管換えを行うべきであるのに、事前にその検討が行われた形跡がない。</p> <p>県有財産の有効活用のため、資産の有効活用が見込まれる部署に対する所管換えは有効な手段であると考えられるが、予定している活用法に沿った利用が実際に可能かどうか、事前によく検討したうえで実施すべきであったと考えられる。</p> <p>今後同様な案件が発生した場合は、当該資産が実際に活用可能かどうかを検討したうえで、所管換えの処理を行うべきである。</p>	<p>同様の案件が発生した場合は、関係機関を含めた検討会等により広く意見等を求め、利活用が可能かどうか検討したうえで、処理を行っていただきたい。</p>
19	河川課	旧加勢川廃川敷 地	I－2公有財産 の管理に係る事 務について 不法占有の解消 について	指摘	<p>公用廃止の時点で境界確定等手続きがなされていなかったことから、問題が長期化し、また、不法占有が生じている。当時の経緯や資料が適切に保管されていないため分からないこともあるが、不法占有の状況は早急に解消すべきであり、現占有者との売却交渉が根気強く続けていく必要がある。</p> <p>その際には法令等の許す範囲で柔軟な対応（分納や転売禁止条項等への対応）により、早期の解決（売却）をするべきであり、一方では平成17年に先に取得した者との公平性も考慮する必要があると考える。</p>	<p>不法占有の状況を早期に解消すべく、現占有者との売却交渉を続けていく。具体的には次の対応を行う予定。</p> <p>①確実な担保を徹したうえで、売買代金の分割納付を認める。</p> <p>②10年間の転売禁止条項の見直し。</p> <p>*既契約分について、買戻特約の登記がなされておらず第三者対抗要件を備えていないため、撤廃しても既契約者との公平性において問題はないと考える。</p>

番号	所管課	施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
20	港湾課	百貫港県有地(要江地区)	I-3 公有財産の使用許可・貸付けについて 貸付料の滞納について	指摘	<p>現在貸付けを行っている先について徴収簿を確認したところ、平成23年4月30日納期限の貸付17件中、8件に督促状を出しており、滞納が発生していた。災害による危険防止のために熊本県の要請で移転してもらったことから、貸し付け条件は緩和されているものの、経済的事情により滞納しがちな貸付先が存在しているとのことであった。</p> <p>本来滞納が発生した場合、今後の貸付けの継続を検討すべきであるが、当該土地への移転は熊本県側の要請により行ったものであり、また、居住権に関するものであることから、貸付中止する旨の判断は困難である。</p> <p>しかし、受益者負担の原則からすれば、滞納は容認できない。今後は経済的事情により滞納が発生している場合は、生活保護等の他の制度の利用を指導する等して、滞納の発生を防止する必要があると考える。また、場合によっては土地の買い上げを交渉すべきであるとする。</p>	<p>当該普通財産について、17件に対し賃貸借契約を締結し、平成23年4月30日を納期限としていたが、督促状を発行している8件のうち3件については、経済的事情により平成23年12月までの一括納付又は分納誓約を取り付け、計画的に確実に回収できており、未収金は発生していない。残り5件については、支払い忘れによる遅れであり、納付済である。なお、今後については、居住者が高齢化していることもあり、継承者の有無及び今後の貸付や購入意思等について、全世帯に対しヒアリングを実施する。</p>

番号	所管課	施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
21	住宅課	県営改良住宅山の上団地	I-1 公有財産の取得に係る事務について 財産台帳登録について	指摘	<p>平成 24 年 3 月 29 日に竣工した当該財産について、工事契約書、設計書、工事竣工認定等の書類は整備保管されていたが、財産台帳に登録する際の資料が保管されておらず、台帳への登録伺いも確認できなかった。</p> <p>監査時に台帳価格の登録を建築関連資料から検討した結果、建物として台帳に登録する価格の算定が誤っており、台帳へ登録すべき価格が 1,102,302 千円であることが判明した。建物の台帳価格 1,158,179 千円の訂正が必要である。</p> <p>年度末で、の建物竣工及び台帳登録に関する書類の整備保管は徹底すべきであり、台帳登録に係る算定資料も作成し保管される必要がある。</p>	御指摘の件について、平成 25 年 3 月に改善を行った。
22	住宅課	県営住宅全般	II 公営住宅について (1) 公有財産台帳への登録について	指摘	<p>固定資産台帳への登録状況を確認していたところ、ユニバーサルデザイン化（以下 UD 化）工事等の資本的支出については、所管課に備え付けの工事記録簿（委託台帳）により管理されていたものの、公有財産台帳への登録ができていなかった。</p> <p>固定資産の取得後の支出については、固定資産の簿価を構成する資本的支出と、支出した年度の費用として処理する修繕費に区分される。UD 化工事は団地の使用価値を上げるものであり、資本的支出と判断されることから、本来公有財産台帳へ登録する必要があると考える。</p> <p>しかし、現状は公有財産台帳への登録がなされていないことから、今後改善の必要がある。</p>	御指摘を踏まえ、平成 25 年 4 月から UD 化工事について、公有財産台帳への登録を行うことで改善に着手した。

番号	所管課	施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
23	住宅課	県営住宅全般	II 公営住宅について (2) 住宅使用料 基礎の情報管理 について	指摘	<p>共同施設については住宅使用料算定の基礎となる敷地面積から除く必要がある。熊本県も住宅使用料賃算定において共同施設を敷地面積から控除しているが、共同施設としてどの部分を除いたかという情報が残されていない。</p> <p>共同施設とされるものは形式的には統一化されているものの、詳細な状況は団地ごとに異なる。団地ごとにどの部分を共同施設として除いたか情報を残す必要がある。</p>	<p>団地の住棟ごとに、どの部分を共同施設として除いたかについてデータの編集に着手したところ。住棟数が 350 を超えるため、多大な時間と労力を要するため、数年かけて、整理していく。</p>

【公安委員会】

番号	所管課	施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
24	警務部会計課	熊本南警察署富合駐在所	I-1 公有財産の取得に係る事務について 入札における業者指名について	指摘	指名業者の絞り込みについては、「熊本県工事請負建設業者等選定要領」に準拠している。 当該指名予定者の絞り込みについて、選定の結果は記録してあるが、なぜ周辺地域の業者からも選定したのか等の選定過程については記録していない。担当者による恣意性が介入しないようにし、また選定過程の透明性を高めるためにも、選定過程の記録を残す必要がある。	指名業者選定伺いの段階において、指名業者の選定（絞り込み）の過程を明らかにした書面を作成し、伺いに添付し、記録として残すこととする。
25	警務部会計課	天草警察署新和駐在所	I-1 公有財産の取得に係る事務について 工事記録簿への記載漏れについて	指摘	建設工事完了後に記載すべき工事記録簿への記載 1,628 千円の記載が行われていない。 工事記録簿への正確な記載が必要である。	当該指摘を踏まえ、直ちに工事記録簿への記載を行った。引き続き適正な帳簿整備に努めていく。
26	警務部会計課	水俣警察署跡地	I-4 公有財産の処分に係る事務について 財産異動報告とチェック体制について	指摘	旧水俣警察署は平成 22 年度に土地・建物一体で売却されているが、平成 22 年度を対象とした異動報告を行う際、建物の異動報告を失念したため、平成 22 年度末の公有財産表に建物が残ってしまった。 所管課では財産の異動内容の正確かつ速やかな報告が必要である。	公有財産の適正管理を期すため、引き続き迅速かつ的確な増減異動報告に努めるとともに、係る事案の再発防止を図るため、チェック体制を強化する。

【教育委員会】

番号	所管課	施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
27	教育政策課	教育センター	I-2 公有財産の管理に係る事務について 財産異動報告について	指摘	<p>平成7年3月の女子便所建設に際して、昭和46年12月に建設されたプロパン庫12.75㎡が取り壊されているが、公有財産台帳上残ったままの状態であった。今回の監査に当たり事前に現地確認を行って取壊しが判明したため、平成24年9月に公有財産異動報告書の決裁を行い台帳整理をしている。</p> <p>今後は台帳と施設建物との定期的な照合を行い、適切な財産管理を進めていくことが重要である。</p>	財産台帳と施設建物との定期的な照合を行い、適切に財産管理を行う。
28	教育政策課福利厚生室	八代工業高校教職員住宅	III-2 教育庁教育政策課福利厚生室所管の教職員住宅 財産引継ぎ及び異動報告について	指摘	<p>建物解体工事は平成23年12月に完了しているが、土木部長から教育庁への引継書は平成24年3月27日に行われており、所管課での公有財産異動報告が6月となり、平成23年度での異動（減少）とはならず平成24年3月末時点での公有財産表で建物が残っている。</p> <p>工事完了後の土木部営繕課からの引き継ぎが速やかに行われなかったことが第一の要因であるが、所管課での異動報告提出の遅れも重なり適切な台帳処理がなされていない。</p> <p>土木部営繕課においては工事が完了したら速やかに所管課への引き継ぎを行う必要があり、また、引継書を入手した所管課においても財産の異動報告を適時適切に行い、公有財産表が適正に更新されることが必要である。</p>	引継ぎは年度末になることが多いが、営繕課には早期引継の協力を求める。また本課では速やかに異動報告を行う。

(出所：平成 24 年度包括外部監査結果に係る措置状況 (熊本県ホームページ平成 26 年 10 月 2 日公表分より監査人が加工・作成))

番号	所管課	施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
29	管財課 (現 財産経営課)	三角東港県有地	I-2 公有財産の管理に係る事務について 財産の貸付契約について	指摘	現在宇城市道として使用されているが、使用に関する貸付契約がなされていない。早急に貸付契約を締結すべきである。	平成 25 年 5 月から宇城市と貸付契約について協議を行い、平成 26 年 3 月に貸付契約締結。
30	港湾課	八代港工業用地 (大島地区)	I-2 公有財産の管理に係る事務について 財産区分について	指摘	現在当該土地は普通財産として管理がなされている。しかし、当該土地には大島樋門が存在しており、八代港の干満時の海水の排出を調整する重要な機能を果たしている。当該土地については普通財産としてではなく、行政財産として管理をすることが妥当であるとする。 利用を希望するものが現れた場合、行政財産の目的外使用で対応すれば足りると考える。	普通財産から行政財産(港湾施設用地)へ分類替えの手続きを終え、以後、港湾法に基づく財産として管理することとした。
31	住宅課	県営住宅万日山団地	I-2 公有財産の管理に係る事務について 財産区分について	指摘	現在当該土地は行政財産として区分されているが、本来建物の用途廃止時に行政財産から普通財産へ用途変更を行い管理すべき財産と考える。	県営住宅万日山団地の一部に設定されていた抵当権及び根抵当権を抹消し、4月に普通財産への用途変更を行った。

(出所：平成 24 年度包括外部監査結果に係る措置状況 (熊本県ホームページ平成 28 年 12 月 28 日公表分より監査人が加工・作成))

番号	所管課	施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
32	管財課 (現 財産経営課)	旧出水国府県宿舎	I-2 公有財産の管理に係る事務について貸付契約について	指摘	現在熊本市道として使用されているが、使用に関する貸付契約がなされていない。早急に貸付契約を締結すべきである。	【実施済み (H27)】 市道として使用されている普通財産を譲与する方針に基づき、熊本市と協議を行い、平成 27 年 12 月に県有地譲与契約を締結、翌 1 月に所有権移転登記が完了した。

(出所：平成 24 年度包括外部監査結果に係る措置状況 (熊本県ホームページ平成 30 年 1 月 5 日公表分より監査人が加工・作成))

番号	所管課	施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
33	管財課 (現 財産経営課)	旧内坪井県公舎	I-2 公有財産の管理に係る事務について 不法使用について	指摘	昭和 47 年売却時での地籍更正、分筆での誤りにより生じたものと考えられるが、売却時での隣接地権者との境界確認及びその後の管理が不十分であったことは免れない。 県としては時効が絡む物件への影響を懸念して、県から時効援用を働きかける必要がなく、隣接使用者の土地売買等により実測の必要が生じるまで解決は困難として、平成 5 年以後交渉は行っていないが、県有地の一部を隣接地権者が使用し続けていることには変わりなく、仮に使用者に相続が発生すればさらに事態を複雑化することも懸念されることから、改めて期限を設け売却等の交渉を行う必要がある。	既に長期にわたり使用されていることを踏まえながら、これまでの経緯や法的な課題などを精査して、対応方法について慎重に検討したい。 ※今後、関係者との交渉を再開するとしても解決までには長時間を要するものと判断する。
34	管財課 (現 財産経営課)	坪井川(松尾町小島町) 鹿川敷地	I-2 公有財産の管理に係る事務について 不法占拠の解消について	指摘	当該物件については過去 5 名の隣接地権者により庭や家屋等で不法占拠されていたが、これまでの売却交渉等により 2 筆残り、不法占拠の状況も解消され 1 名の隣接地権者については家屋撤去がなされたが、現在 1 名の隣接地権者がフェンスを設置している。 平成 23 年度での 2 件の売却に合わせ当該隣接地権者に用地買収交渉を行ったが、解決には至っていない。 隣接地権者には将来的な買収の意思もあることから、引き続き買収に向け交渉を行い、不法占有の状況を解消していく必要がある。	平成 28 年 3 月に隣接地権者と会い、占有物件の撤去等を要請。引き続き、不法占有の解消と売却に向けた交渉を行う必要がある。 ※平成 28 年熊本地震に伴い保留状態となったため、今後、関係者との協議を再開予定であるが、交渉には時間を要するものと判断する。

番号	所管課	施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
35	管財課 (現 財産経営課)	小島町公有水面埋立地	I-2 公有財産の管理に係る事務について (2) 未利用地の管理について	指摘	<p>現在未活用状況にある用地 10,058 m²は、農家が畑として使用しているが、誰が使用しているか把握されていない。周辺農家が当該地の除草等を行っており、県の費用負担が生じないため畑としての利用を黙認している状況である。</p> <p>使用者を把握することが不可欠であり、売却が困難な土地であることから、現状畑として使用している農家と県有地貸付契約を締結する必要がある。</p>	<p>平成 28 年 1 月にあらためて地元関係者へ協力を依頼。引き続き、貸付け又は売却に向けた交渉を行う必要がある。</p> <p>※平成 28 年熊本地震に伴い保留状態となったため、今後、関係者との協議を再開予定だが、交渉には時間を要するものと判断する。</p>
36	管財課 (現 財産経営課)	城南町廃川敷地	I-2 公有財産の管理に係る事務について 財産管理について	指摘	<p>県として長期間にわたり適切な管理がなされなかったことに問題があると言わざるを得ない。</p> <p>県の使用者に対する対応は、平成 11 年及び平成 19 年に売却に向けた交渉を行っているが、価格面での調整がつかず決裂したため、その後の交渉は行われていない。</p> <p>今後、速やかに使用者や熊本市への売却交渉を再開し、処分を進めていく必要がある。</p>	<p>既に長期にわたり使用されていることを踏まえながら、これまでの経緯や法的な課題などを精査して、慎重な対応を行う必要がある。</p> <p>※平成 28 年熊本地震に伴い保留状態となったため、今後、関係者との協議を再開予定だが、交渉には時間を要するものと判断する。</p>

番号	所管課	施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	改善措置
37	住宅課	県営住宅花岡山 団地貸付地	I-2 公有財産の管理に係る 事務について 賃料未収と建 相続人に物未解 体について	指摘	<p>賃借人が平成18年1月に死亡した区画には建物（空き家）が取り壊されず残っており、また、同賃借人の平成17年度及び平成18年度分賃料が未収となっている。</p> <p>相続人に賃料不払分の請求や建物の取り壊しの交渉を続けているが解決には至っていない。空き家の状態で長期間経過することにより、不法使用等の問題が生じることも懸念され、財産管理上できるだけ速やかに建物の取り壊しと未収賃料の回収に努める必要がある。</p> <p>また、現在賃貸中の7区画に関しても急傾斜地のため、現地での建て替えが困難であることから、現状では賃借人の転出等の機会に契約解除を行い更地化していくほかなく時間を要すると考えられるが、隣接する果有地の利用と合わせ総合的な活用策を検討しておくことが必要である。</p>	<p>貸付の未納分については、平成25年度に不納欠損処理を行った。建物については、平成26年度に熊本市の条例を適用して、本建物を「廃屋」として撤去できないか協議を行ったが、適用は困難との回答であった。現状では、全国的に「空家」に関する対策が求められ、種々の対策が講じられようとしている状況であり、それらによる対応の可否も念頭に、相続人への撤去請求を継続し、訴訟提起の可否も検討していくこととする。</p> <p>賃貸中だった7区画に関し、1区画は借地者が平成26年12月末に退去済み（建物撤去含む）。もう1区画も、借地料の未納が発生したため、平成27年7月に契約解除を行った。その後借地料の督促と建物撤去の要請を継続的に実施した結果平成29年8月上旬に借地料が納入された。今後、建物撤去の訴訟を提起していく予定。</p> <p>また、他の区画も、建物が老朽化しており、早期に、土地の賃貸借を終了し、建物撤去を行ってもらおうよう、対策を検討していくこととする。なお、平成29年度から賃貸借期間をこれまでの3年から1年更新に変更し、相手との契約更新を1年単位で切ることができるようにしている。</p> <p>上記のように様々な措置を講じているが、抜本的な解決まで対応の時間を要するものと判断している。</p>

3. 平成 24 年度包括外部監査報告書の指摘事項に係る措置状況の検証

上記の表に基づき、指摘事項 36 件、意見 1 件について、現時点の措置状況を確認したところ、以下のとおりである。なお平成 24 年度包括外部監査以降に所管替えがなされたものがあるが上記の表との整合性を鑑み、平成 24 年度当時の所管部局ごとにまとめている。

(1) 所管部局：総務部（平成 25 年 9 月 26 日公表分）

番号	1
施設の名称	菊池職員住宅
現在の所管課	総務部 総務厚生課
指摘件名	Ⅲ－1 総務事務センター職員厚生室所管の職員住宅 3. 未利用地について公有財産異動の適切な処理について
指摘内容	住宅建物は平成 24 年 2 月に解体されているにもかかわらず、台帳上の異動処理がなされず、平成 24 年 3 月 31 日現在の公有財産表に建物 532.56 m ² が残っている。公有財産異動の適切な処理を行うべきである。
措置内容	これまでは建物の解体後、解体引継書の受理－建物滅失登記－公有財産異動報告という流れで一連の事務を処理していた。 今後は、建物滅失登記の手続きに拘らず、建物の解体を確認した時点で速やかに管財課に報告することとしたい。なお、菊池職員住宅の建物解体については、平成 24 年 9 月 27 日付けで管財課に異動報告を行っており、台帳上の異動処理は終了している。
総合意見	公有財産管理システムを閲覧し、上記の建物が削除されていることを確認した。また、未利用の土地についても平成 28 年 2 月 10 日に売却されていることを確認した。
	問題なし 指摘 意見

番号	2
現在の所管課	総務部 財産経営課
指摘件名	1. 公有財産の管理について (3) 公有財産に係る報告について

指摘内容	<p>公有財産の適正な管理と現況把握には、増減異動内容の公有財産異動報告書による速やかな報告が求められており、管財課による指導も行われているが、土木部からの引継書の遅れによる所管課での異動報告の提出遅れ、所管課での異動報告の失念等があり、公有財産台帳に現状が適切に明示されていない事例が散見されている。</p> <p>所管課並びに土木部担当課に対して、規則や事務手引きに基づく迅速な報告に関し再度徹底した意識づけを行い、公有財産台帳が正確な公有財産の現況を表すものとなるよう適正な公有財産事務の運用に努めることが必要である。</p>
措置内容	<p>平成 25 年 2 月末に「公有財産異動報告書の提出について（通知）」を発出し、適正処理についての徹底を図ったところである。また、5 月に公有財産事務担当者研修会を開催し、再度適正な管理について指導した。今後も、機会を捉えて指導を徹底していく。</p>
総合意見	<p>措置内容については現在も継続して実施されている。</p> <p>公有財産の異動報告については、財産経営課から年度初めに「公有財産異動報告入力について（通知）」が発出され、その後、計 5 回に渡って周知メールが発信されていることを確認した。</p> <p>また、令和 4 年 6 月 28 日に公有財産事務担当者研修会を開催し、異動報告事務についての指導を行っている。</p>
	<p>問題なし 指摘 意見</p>

番号	3
現在の所管課	総務部 財産経営課
指摘件名	2. 公有財産管理システムについて
指摘内容	<p>現在運用されている公有財産管理システムについては、情報企画課で出力された公有財産台帳等が紙ベースで各所管課へ配布されており、運用上各所管課が適時に所管する財産の状況及び現況を確認できるシステムとはなっていない。公有財産の適正な管理及び処分には、財産の増減異動に伴う台帳整備は迅速かつ的確に処理されることが不可欠であり、各所管課において公有財産の状況及び現況を的確に把握し、財産管理に必要な各種情報を共有し、財産の有効活用を図っていくことが必要である。</p> <p>一方で、管財課における公有財産システムの総括に要する事務コストを見ても公有財産表公表までに多くの時間を要し効率的なもの</p>

	<p>とは言えず、管財課での公有財産管理の総合調整が十分に機能している状況ではない。</p> <p>たとえば、県営住宅東本町団地県営住宅東本町団地の敷地一部は平成24年3月に熊本市の市道歩道工事のために用途廃止を行い熊本市へ譲渡しており、所管課である住宅課においては、公有財産台帳上も平成24年3月12日付けで熊本市への売却の手続きに伴う異動報告がなされ公有財産台帳は適正に処理され管理されているが、管財課から内部管理資料として入手した平成23年度の売却処分一覧表には掲載されておらず、財産異動内容の把握及び管理に関して問題がある。これは、管財課での各種管理資料については公有財産システムとは別に手作業等でデータを抽出し作成するためであり、非効率的な作業であり、結果として正確性に欠けたものとする。本来、このような管理資料については、公有財産管理システムから各種情報・資料が閲覧でき利用できるようすべきである。</p> <p>公有財産異動報告の内容は適切に開示・公表されるべきであり、現在の報告及管理集約の在り方を見直す必要がある。また、県全体として公有財産に関する各種情報を公表する際に、財政システムなどの情報との整合性が確保されたものでなければ有用なものとはならない。</p> <p>今後県全体としての経営戦略的な視点に立った県有財産の管理を進めるうえでも、公有財産の異動や管理現況に関する整合性のある正確な情報を一元管理し、事務管理を効率化して行くことは不可欠であり、現行の公有財産管理システムの早急な見直し、更新を検討すべきである。</p>
措置内容	<p>現行の公有財産システムの見直し・更新については、現状と報告の間にタイムラグはあるものの、財産異動等に係る事務手続きの指導を徹底することで対応は可能であり、早急な現行システムの見直し・更新は考えていない。</p>
総合意見	<p>措置内容が公表された時点では公有財産システムの見直し・更新は検討されていなかったが、平成28年にシステム移行することが決定され、平成29年8月1日から新しい公有財産管理システムの運用が開始された。本システムはこれまでの汎用機による月例一括処理方式システムをWebシステム化し、より正確な財産情報をリアルタイムに出先機関、本庁財産所管課、財産経営課が共有し、財産管理事務の軽減や適切な管理を図ることを目的としている。</p> <p>これによって、新規又は異動などが発生した際に、出先機関や所</p>

	<p>管課で適時にシステムに入力報告が可能となり、システム内で申請・承認を行うことで、公有財産台帳を迅速かつ的確に整備できる仕組みが整った。</p> <p>また、財産経営課の事務負担が軽減され、情報の一元管理も可能となっている。</p>
	<input type="checkbox"/> 問題なし 指摘 意見

番号	4
施設の名称	小島町公有水面埋立地
現在の所管課	総務部 財産経営課
指摘件名	I-2 公有財産の管理に係る事務について (1) 用途目的の変更について
指摘内容	当該用地のうち熊本市農協への貸付け 20,000.00 m ² は、平成3年6月から行われているが、財産台帳に登録されている項目の中の普通財産の種類が「その他の土地建物」として台帳登録されている。今後も貸付けを行うことが見込まれるのであれば「貸付財産」として台帳修正を行う必要がある。
措置内容	(1) 台帳上の区分については、貸付財産に修正した。
総合意見	公有財産台帳を閲覧し、平成25年4月1日に種類を「貸付財産」に変更していることを確認した。
	<input type="checkbox"/> 問題なし 指摘 意見

番号	5
施設の名称	八代高専教職員日奈久宿舎
現在の所管課	総務部 財産経営課
指摘件名	I-2 公有財産の管理に係る事務について 用途変更について
指摘内容	当該財産は普通財産の職員宿舎等に区分され管理されているが、実態としては職員宿舎としての用途はすでに廃止され売却対象物件となっており、用途変更を行いその他の土地建物として管理が必要がある。
措置内容	台帳上の管理区分について、その他の土地建物に修正した。

総合意見	<p>売却済みのため公有財産台帳を閲覧することができなかったが、過年度に出力した「土地貸付報告書」を閲覧し、種類が「その他の土地建物」となっていることを確認した。</p> <p>また、「県有財産売買契約書」を閲覧し、平成 29 年 4 月 18 日付けで売却していることを確認した。</p>
	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">問題なし</div> 指摘 意見

番号	6
施設の名称	水俣警察署跡地
現在の所管課	総務部 財産経営課
指摘件名	I-4 公有財産の処分に係る事務について 財産異動報告とチェック体制について
指摘内容	<p>売却手続きについては特に問題はなかった。</p> <p>しかし、水俣警察署跡地は平成 22 年度に売却がなされているが、所管課での公有財産異動報告が土地のみが行われたため、平成 22 年度では土地のみが「売却」で減少している。</p> <p>平成 23 年 5 月、建物の異動報告の失念に気づき異動報告を行っているため、平成 24 年 3 月現在の公有財産表で当該建物は平成 23 年度での増減として「売却」で減少している。したがって、平成 22 年度の売却がなされているにもかかわらず、建物だけが旧水俣警察署として平成 23 年 3 月現在の公有財産表に残っていた。</p> <p>財産を処分した際には、所管課では財産の異動内容を正確かつ迅速に報告する必要がある。また、当該財産の土地・建物については管財課において売却をしており、管財課においても平成 22 年度での所管課からの異動報告を受領した際の内容チェックが不十分であったと考える。</p> <p>今後、所管課では財産の異動内容の正確かつ速やかな報告が必要であり、また、異動報告書を受領する管財課においても異動内容をチェックする体制を整備することが必要である。</p>
措置内容	<p>平成 25 年 5 月に開催した公有財産事務担当者研修会において、異動報告について適時適切に行うよう指導した。今後も指導を徹底するとともに、管財課内においても、売却担当が売却済み一覧リストを作成して台帳担当へ渡し、報告漏れがないかを双方においてチェックするよう、チェック体制を充実させる。</p>

総合意見	公有財産管理システムを閲覧し、上記の建物が削除されていることを確認した。また、公有財産事務担当者研修会も毎年継続して開催されており、公有財産管理システムを利用した異動報告体制も整備されていることを確認した。
	問題なし 指摘 意見

番号	7
施設の名称	人吉保健所長宿舎
現在の所管課	総務部 財産経営課
指摘件名	Ⅲ－４その他の所管課の職員宿舎等 財産台帳の記載内容について
指摘内容	土地台帳（土地口座別沿革）に昭和 61 年 10 月国土調査の成果として面積増加 328. 16 ㎡の記載があるが、この土地は教育委員会との共有であり増加の記載は誤りである。共有物件の把握に工夫を要する。また、75. 94 ㎡の建物の敷地が 623. 18 ㎡であることに疑問を持つことも必要である。
措置内容	平成 24 年 12 月に修正済み。 日頃から土地台帳の確認を行い、問題点がある場合には土地登記簿等で確認して台帳の修正を行う。
総合意見	上記はすでに売却済みであった。「県有財産売買契約書」を閲覧し、平成 29 年 2 月 22 日付けで売却していることを確認した。
	問題なし 指摘 意見

番号	8
施設の名称	県立博物館松橋収蔵庫敷地他
現在の所管課	総務部 財産経営課
指摘件名	5. 資産の有効活用について (2) 未利用資産の事業計画の見直しについて
指摘内容	管財課では財政再建戦略期間中、各所管課に対して未利用資産の状況調査を実施していたが、調査内容には不十分な点も見られ、所管課に対して十分な指導を行うとともに、ほかにも事業化がなされず未利用となっている財産がないか再度洗い出すことが望まれる。

措置内容	<p>管財課においては、未利用資産の状況調査を実施し、未利用資産の把握を行ってきた。</p> <p>調査においては、資産の将来の利活用見込みについても確認しており、将来の利活用見込みのない資産については、原課と協議し売却を進めてきたところであり、調査内容に不備はないものとする。</p>
総合意見	<p>財産経営課では、毎年7月から8月頃に所管課に対して未利用財産調査の照会及びヒアリングを実施して、未利用財産の把握に努めている。また、公有財産管理システム内に「利用状況区分」を設けることで、所管課において適時に未利用の状況を公有財産台帳に反映できる仕組みになっている。</p> <p>未利用財産調査及びヒアリングの結果、未利用財産となったものに対して、他部署などで利活用希望を照会したうえで、転用・利活用又は売却の手続きに進む。また、必要に応じて、県有財産利活用推進会議を開催している。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし</p> <p style="text-align: right;">指摘 意見</p>

(2) 所管部局：企画振興部（平成25年9月26日公表分）

番号	9
施設の名称	県立博物館松橋仮収蔵庫（県立博物館建設予定地）
現在の所管課	企画振興部 文化企画課
指摘件名	I-2 公有財産の管理に係る事務について 県立博物館構想について
指摘内容	<p>県立博物館構想は事業規模や建設費の概算も明示されておらず、議会や審議会へは、金額が提示されていない。</p> <p>建設計画が具体的でなかったにもかかわらず、建設凍結という理由で60,000㎡の土地の大部分が10年間も未利用状態にされていることは問題である。</p> <p>また、未利用地となっていることから、敷地内の除草、樹木剪定委託費用が毎年600千円から800千円支出され維持コストのみが発生している。</p> <p>改めて県立博物館構想自体を論議すべきであり、売却も視野に入れた活用方針を早急に検討すべきである。</p>

<p>措置内容</p>	<p>〔県立博物館松橋収蔵庫敷地について〕</p> <p>県立博物館の建設については、平成8年に基本構想、平成10年に基本計画を策定したが、平成13年度以降、実質的な凍結状態となっている。</p> <p>博物館構想については、昨今の博物館に対する考え方の変化や本県における博物館を巡る環境の変化を踏まえ、現在、時代の要請に応じた新たな「熊本タイプ」の博物館の検討を行っている。</p> <p>新たな「熊本タイプ」の博物館において、現在の松橋収蔵庫は中核施設として考えており、敷地については、収蔵庫を訪れる見学者等が、「集い、遊び、憩う」ことができ、併せて、地域住民がレクリエーションもできる、地域に開かれた、芝生による多目的な広場としての整備を考えており、9月補正予算で実施設計費を要求中である。</p>
<p>総合意見</p>	<p>①【指摘】</p> <p>包括外部監査の指摘の内容を踏まえ平成25年4月に未利用地の利用方法及び博物館構想の検討を開始した。また、未利用地になっている敷地については、平成25年11月には「地域住民がレクリエーションもできる、地域に開かれた、芝生による多目的な広場」として国から「地域の元気臨時交付金」を受けて整備を開始している。平成26年3月には「熊本県博物館ネットワークセンター」構想を策定し、平成27年2月に「熊本県博物館ネットワークセンター設置条例」を上程している（平成27年3月可決）。多目的広場は平成27年3月に竣工し、管理運営については宇城市と協議を行い、「熊本県と宇城市との間の熊本県博物館ネットワークセンターに関する事務の委託に関する協議書」を平成27年3月30日に宇城市と締結している。平成27年4月に「熊本県博物館ネットワークセンター」として開館し、平成27年10月には「集い、遊び、憩う」をコンセプトとした多目的広場が敷地内にオープンした。</p> <p>熊本県博物館ネットワークセンターは、県内博物館などとの連携を軸とした、博物館活動の活性化及び県民の学習機会の増大を目的として設置されている。開館以来、共同企画展の開催、収蔵資料の情報共有化を図るための「熊本県博物館資料データベース」の運用・公開など、「熊本県総合博物館ネットワーク構想」の実現に向けて取り組んでいる。また、企画展・移動展の開催、講座やフィールドミュージアムの実施、ミュージアムパートナーズクラブへの支援など、県民が熊本の歴史や自然を体感できる取り組みを進めている。</p> <p>付帯施設である多目的広場は地域住民の憩いの場として利用され</p>

ているだけではなく、広場の周りにはウォーキング・ジョギングコースが設置されており、夜 10 時まで使用が可能となっている。また、事前に申請を行うことにより、球技スポーツやスポーツ大会の会場として利用することも可能である。

平成 24 年度の包括外部監査の指摘の内容は、約 60,000 ㎡の土地の大部分が 10 年間も未利用状態にされていることは問題であり、売却も視野に入れた活用方針の検討を行うことである。担当課に確認したところ、平成 25 年 9 月には多目的広場として整備することが宇城市との協議により決定したとのことであり、その間に売却の検討は行っていないとのことだった。

県は平成 24 年 3 月に「経営戦略的視点に立った県有財産の管理に関する基本方針」を作成している。作成にあたり県有財産の取得、管理、売却等について、ファシリティマネジメントの考え方を取り入れ、全庁的、統一的な視点から県民の財産である県有財産の効果的な利活用をより一層進めているところであり、今日に至るまで改定等が行われている。

多目的広場は「集い、遊び、憩う」をコンセプトとしており、「熊本県総合博物館ネットワーク構想」に必須の施設とは考えられず、シナジー効果も大きいとは考えにくい。したがって県有財産の効果的な利活用を行うためには、売却と多目的広場としての利用による効用を比較衡量してより効用の高い方を選択するというプロセスを経る必要があったと考えられる。また、多目的広場の整備には国からの「地域の元気臨時交付金」の交付も行われているため、交付金の有効利用の観点からも当該未利用地の売却については検討を行う必要があったと考えられる。

②【意見】

多目的広場として利用している土地については、指摘事項にあるとおり、売却を視野に入れた検討を行う必要があったが当時に売却の検討はなされていなかった。また、2014 年 3 月に策定された「熊本県総合博物館ネットワークについて」では、多目的広場については一言触れられているのみであり、2019 年 3 月に策定された「熊本県博物館ネットワークセンター中期計画」では、多目的広場についての言及はない。そのため、現時点においても博物館とのシナジー効果は大きくないと思われる。

次に、多目的広場の利用状況であるが、管理は宇城市に委託されており、令和 3 年度の多目的広場の利用料金及び利用実績は下記の

表のとおりである。

熊本県博物館ネットワークセンター 多目的広場利用実績
対象期間：令和3年度

1 利用実績

利用人数（団体利用者のみ）	2,397	人数
利用団体数	100	団体
利用料収入	132,850	円

2 占有料金単価（1時間あたり）

西面	810	円
東面	710	円
会議室	100	円

多目的広場の図面は下記の画像のとおりである。



出所：宇城市ホームページ

多目的広場の周辺にはショッピングモールも存在し、利用価値の高い土地と考えられる。

多目的広場は熊本県博物館ネットワークセンターとのシナジー効果が大きくなく、利用料金も僅少であるため有効利用されていない可能性がある。そのため、県有財産の効果的な利活用を行うためには、一度は売却と多目的広場としての利用による効用を比較衡量する必要があると思われる。

問題なし

指摘

意見

(3) 所管部局：健康福祉部（平成 25 年 9 月 26 日公表分）

番号	10
施設の名称	熊本県立肥後学園敷地
現在の所管課	教育委員会 施設課 / 農林水産部 農地・担い手支援課 （指摘当時の所管課は健康福祉部 障がい者支援課。所管替えにより上記 2 つの所管課に管轄が異動）
指摘件名	I - 2 公有財産の管理に係る事務について 土地の所有権登記について
指摘内容	昭和 15 年頃に農政部で取得し、昭和 24 年の開園時に所管換えしたのではないかと思われるが、取得の資料が一部残っていないものがある。また、名義変更を行っていない土地が残っており、所有者が亡くなったりしているため利害関係者（主に相続人）が増え、さらに状況が複雑化している。土地の所有権登記は速やかに行うことが必要である。
措置内容	権利関係が複雑化し任意による所有権移転が難しい状況となっていることから、時効取得を原因とする共有持分権移転登記手続を求める訴えを提起する予定である。
総合意見	<p>県の担当者にヒアリングしたところ、平成 24 年度の包括外部監査時点で名義変更が行われていない土地は旧熊本県立肥後学園敷地（熊本県合志市合生字遠野原 4331 番 5）及び取付道路部分（熊本県合志市御代志字小池 836 番 2）の 2 筆であった。</p> <p>肥後学園敷地については時効取得を原因とする所有権移転手続を求める訴えを提起した。平成 25 年 11 月 26 日に時効取得を原因とする持分の全部移転登記手続きを求める判決が言い渡されたため判決に基づき平成 26 年 10 月 29 日に登記が行われている。</p> <p>取付道路部分については、時効取得の主張が難しく、任意承諾の交渉を継続していた。交渉の結果、同意を得られたため平成 28 年 6 月 3 日に登記が行われている。</p> <p>指摘事項である 2 筆の未登記の土地については、適切な対応により登記を行ったと考えられる。</p>
	問題なし 指摘 意見

(4) 所管部局：環境生活部（平成 25 年 9 月 26 日公表分）

番号	11
施設の名称	大気汚染監視測定所（大津、甲佐）
現在の所管課	環境生活部 環境保全課
指摘件名	I－2 公有財産の管理に係る事務について 建物取得価格について
指摘内容	工事費を 6 ヶ所の建物や機器に配分計算する際に、結果的に設計価格をそのまま建物の取得価格としている。また、建物を建設していない阿蘇市や上天草にもほぼ同額が設計価格に計上されている電気工事費を建物に算入しているのは不適切である。
措置内容	御指摘の件について、平成 25 年 5 月に修正し、管財課へ公有財産異動報告を行った。
総合意見	当該指摘対象となった財産について、公有財産管理システム帳票である『建物個別沿革』を閲覧した結果、建物の取得価格を減額する修正が行われていることを確認した。 ただし、当該価格修正の根拠資料については、保管期限を過ぎていることから保管されておらず、修正金額の妥当性については、確認していない。
	問題なし

指摘 意見

(5) 所管部局：商工労働部（平成 25 年 9 月 26 日公表分）

番号	12
施設の名称	産業技術センター
現在の所管課	商工労働部 産業支援課
指摘件名	I－1 公有財産の取得に係る事務について (2) 既存設備の改修費用について
指摘内容	既存施設の改修を行った場合に、公有財産台帳に登録する内容の基準が設けられているものの、本来資産として計上すべき工事費用について、台帳への登録が徹底されていない。 既存設備の改修に際して、資産に計上すべき工事とそうでないものを区別する基準について再度徹底周知させ、適正な台帳価格が計上されるようにすべきである。

措置内容	現在の登録内容については基準に基づき台帳価格のチェック及び修正を行うとともに、今後も適正な台帳価格となるよう徹底することとしている。
総合意見	見積・施工内容などを基に、財産経営課とも相談のうえ、修繕であっても台帳価格の増加に該当するか否かを個別に検討し、必要に応じて台帳に計上するよう、対応している。
	問題なし 指摘 意見

番号	13
施設の名称	産業技術センター
現在の所管課	商工労働部 産業支援課
指摘件名	I-3 公有財産の使用許可・貸付けについて 行政財産の使用許可の検討結果について
指摘内容	産業技術センターに入居している団体の使用許可に関する決裁はまとめてとられており、すべての団体を一括して入居が妥当である旨の記載は存在するものの、各団体について個別に入居の妥当性の検討がなされていない。各団体とも熊本県の産業振興に深い関係を有する団体ではあるが、活動内容、設立目的は団体ごとに異なっている。また周辺地域の相場よりも比較的安価で使用できることから、その使用の妥当性については個別に慎重な検討をする必要がある。 今後各団体が入居するに適切であることを、個別に検討した記録を残す必要がある。
措置内容	平成25年度の使用許可申請分より、各団体について個別に入居の妥当性を検討しており、各団体ごとの使用許可理由など、個別に検討した記録を決裁に添付するよう改善した。
総合意見	措置内容のとおりとなっていることに加え、特に慎重な判断を要するものについて重点的にチェックできるよう、使用許可申請の内容が前年度から変更となる場合などは本庁での決裁とし、前年度から変更のない場合はセンターにおいて決裁を行う体制としている。
	問題なし 指摘 意見

番号	14
施設の名称	セミコンテクノパーク用地

現在の所管課	商工労働部 企業立地課
指摘件名	I-2 公有財産の管理に係る事務について 財産異動処理について
指摘内容	<p>監査実施時点での公有財産台帳（面積 26,033.72 m²、価格 57,967 千円）には、菊池郡菊陽町大字原水 4055-1 公園 11,736 m²、26,711 千円が記載されているが、当該公園は平成 12 年 9 月に菊陽町に譲与済である。</p> <p>しかし、菊陽町への土地譲与時の台帳の更新が漏れており、今後は異動があった場合には速やかに台帳を適切に更新する必要がある、速やかに当該口座の公有財産台帳を適正なものとする必要がある。</p>
措置内容	<p>ご指摘のとおり、今後は土地異動の際には、速やかな台帳の更新を行うこととする。今回ご指摘いただいた土地については、平成 24 年 10 月に台帳の更新を行った。</p>
総合意見	<p>現在は、財産の異動が伴う処理を行う際には総務担当班、事業担当班で処理内容をダブルチェックする体制とするとともに、公有財産台帳とは別に、財産の異動履歴を管理するための台帳を別途整備し、処理漏れなどが無いように確認できる体制を構築している。</p>
	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">問題なし</div> 指摘 意見

番号	15
施設の名称	菊池テクノパーク
現在の所管課	商工労働部 企業立地課
指摘件名	I-2 公有財産の管理に係る事務について 財産台帳の取得価格の記載について
指摘内容	<p>台帳記載の土地価格 661 百万円は用地補償費のみの金額である。</p> <p>造成工事代金は総額 950 百万円が予定されているが、平成 23 年度に 400 百万円を執行し、残りの 550 百万円は平成 24 年度へ繰越となっている。このため、平成 23 年度に執行された造成工事に係る支出額は現在のところ台帳には記載されていない。</p> <p>平成 23 年度の造成工事代については土地の取得価格として台帳に記載し計上すべきである。</p>
措置内容	<p>平成 23 年度の造成工事にかかる予算は 400 百万円で、平成 23 年度末に造成工事発注に伴う前払金等として 12 百万円執行し、残り 388 百万円は翌年度に繰越しており、造成工事は、平成 25 年度に完</p>

	<p>了する予定である。</p> <p>平成 23 年度においては、前金払等のみの執行で、造成工事は完成しておらず土地の価値増には至っていないため、台帳価格については、造成工事が完了し、財産審議会において土地の評価額が決定した時点（平成 25 年度）で台帳に登載することとしている。</p>
総合意見	<p>平成 25 年に該当する資産を台帳に登録済みである。なお、当該土地は令和 4 年 3 月までに売却済みとなっている。</p>
	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">問題なし</div> 指摘 意見

番号	16
施設の名称	くまもと臨空テクノパーク
現在の所管課	商工労働部 企業立地課
指摘件名	I-2 公有財産の管理に係る事務について 財産台帳の登録について
指摘内容	<p>全ての公有財産は台帳に登録されなければならないが、平成 18 年度に臨空テクノパークの事業用地を取得した際には、台帳登録が行われておらず、平成 23 年に 2 区画のうち 1 区画が分譲された後、残区画分だけについて平成 23 年 7 月に「新規登録」として台帳登録が行われている。</p> <p>財産の取得、処分等の異動があった際には適時・適性に台帳に登録し管理していくことが不可欠である。</p>
措置内容	<p>当時、造成工事完了後即時に売却できる見込みであったことなどから、用地買収時には台帳登録が行われていなかった。</p> <p>今後は用地買収後（財産取得後）速やかに台帳登録することとしており、平成 23 年度に実施した菊池テクノパーク用地を買収した際には財産取得後速やかに台帳登録を行ったところである。</p>
総合意見	<p>現状は複数人で登録漏れが無いかチェックを行う体制を整え、登録漏れになるようなリスクは減少した。加えて財産経営課からも年に数回、財産登録状況の照会があるため、仮に登録漏れがあった場合でも、その時点で気付けるようになった。</p>
	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">問題なし</div> 指摘 意見

番号	17
施設の名称	熊本港湾関連用地
現在の所管課	土木部 港湾課 (指摘当時の所管課は商工労働部 企業立地課。所管替えにより上記所管課に管轄が異動)
意見件名	I-2 公有財産の取得に係る事務について (第一次分譲地) (3) 土壌汚染に対する配慮について
意見内容	<p>現在土地を貸し付けている民間企業のうち、2社は産業廃棄物の収集業者である。貸付にあたっては必要な公害対策措置が講じられているが、埋立地であることから、汚染された雨水が海に流れ込む危険も存在する。</p> <p>今後、定期的に土壌汚染が発生していないか、土壌検査を実施し、公害防止の対策を講じる必要があると考える。</p>
措置内容	<p>立地企業は、環境保全関係各種法令を遵守するほか、雨水については、環境形成協定を県と締結する中で、油水分離施設を設置のうえ側溝排水路への放流等を規定した計画を作成して環境の保全を図ることとしており、県としてもその計画の遵守について指導を行っていく。</p>
総合意見 (いずれかに○)	<p>【現状】</p> <p>平成30年以降、関連用地に引き続き立地している全企業に対して改めて環境対策に対する啓発を行うとともに、産業廃棄物の収集業者については熊本市の定期的な検査、調査などの結果、産業廃棄物業の許可が問題なく承認されていることは確認している。</p> <p>【問題点】</p> <p>県の対策として、立地企業への呼びかけは行っているものの、その呼びかけどおりに環境対策を実施し、環境が保全されていることまではモニタリングできておらず、県としての措置の有効性が確認できない状況である。</p> <p>【改善策】</p> <p>単なる立地企業に対する呼びかけにとどまらず、環境対策がなされていることを確認するために定期的な実地調査を行うことが有用である。また、環境調査を受けた場合には、その結果を県に対しても提出するように要請し、指導内容が守られているかを確認することが望ましい。</p>
	問題なし 指摘 意見

(6) 所管部局：農林水産部（平成 25 年 9 月 26 日公表分）

番号	18
施設の名称	熊本県教育文化の森
現在の所管課	農林水産部 森林整備課
指摘件名	I-2 公有財産の管理に係る事務について 所管換え時での財産の活用法検討の必要性について
指摘内容	<p>公園としての整備が可能な土地であるかどうかを確認したうえで所管換えを行うべきであるのに、事前にその検討が行われた形跡がない。</p> <p>県有財産の有効活用のため、資産の有効活用が見込まれる部署に対する所管換えは有効な手段であると考えられるが、予定している活用案に沿った利用が実際に可能かどうか、事前によく検討したうえで実施するべきであったと考えられる。</p> <p>今後同様な案件が発生した場合は、当該資産が実際に活用可能かどうかを検討したうえで、所管換えの処理を行うべきである。</p>
措置内容	同様の案件が発生した場合は、関係機関を含めた検討会等により広く意見等を求め、利活用が可能かどうか検討したうえで、処理を行っていきたい。
総合意見	同様の案件が発生していないため、実際に措置内容のとおり運用されているかについては確認できないが、同様の案件が発生した場合は、広く関係機関と利活用について検討し、必要に応じて県有財産利活用推進協議会を開催することとしており、現状では以前指摘を受けたような状況が生じる可能性は低いと考えられる。
	問題なし 指摘 意見

(7) 所管部局：土木部（平成 25 年 9 月 26 日公表分）

番号	19
施設の名称	旧加勢川廃川敷地
現在の所管課	土木部 河川課
指摘件名	I-2 公有財産の管理に係る事務について 不法占有の解消について

指摘内容	<p>公用廃止の時点で境界確定等手続きがなされていなかったことから、問題が長期化し、また、不法占有が生じている。</p> <p>当時の経緯や資料が適切に保管されていないため分からないこともあるが、不法占有の状況は早急に解消すべきであり、現占有者との売却交渉が根気強く続けていく必要がある。</p> <p>その際には法令等の許す範囲で柔軟な対応（分納や転売禁止条項等への対応）により、早期の解決（売却）をするべきであり、一方では平成17年に先に取得した者との公平性も考慮する必要があると考える。</p>
措置内容	<p>不法占有の状況を早期に解消すべく、現占有者との売却交渉を続けていく。具体的には次の対応を行う予定。</p> <p>① 確実な担保を徴したうえで、売買代金の分割納付を認める。</p> <p>② 10年間の転売禁止条項の見直し。</p> <p>* 既契約分について、買戻特約の登記がなされておらず第三者対抗要件を備えていないため、撤廃しても既契約者との公平性において問題はないと考える。</p>
総合意見	<p>対象財産である旧加勢川廃川敷地については、平成31年2月27日付ですべて売却済みであることを県有財産売買契約書（平成31年2月19日）及び登記完了証（平成31年2月27日）の閲覧により確認した。</p> <p>また、あわせて公有財産台帳上も売却処理がなされていることを土地処分財産一覧の閲覧により確認した。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし 指摘 意見</p>

番号	20
施設の名称	百貫港県有地（要江地区）
現在の所管課	土木部 港湾課
指摘件名	I-3 公有財産の使用許可・貸付けについて 貸付料の滞納について
指摘内容	<p>現在貸付けを行っている先について徴収簿を確認したところ、平成23年4月30日納期限の貸付17件中、8件に督促状を出しており、滞納が発生していた。災害による危険防止のために熊本県の要請で移転をしてもらったことから、貸し付け条件は緩和されているものの、経済的事情により滞納しがちな貸付先が存在しているとの</p>

	<p>ことであつた。</p> <p>本来滞納が発生した場合、今後の貸付けの継続を検討すべきであるが、当該土地への移転は熊本県側の要請により行ったものであり、また、居住権に関するものであることから、貸付中止する旨の判断は困難である。</p> <p>しかし、受益者負担の原則からすれば、滞納は容認できない。今後は経済的事情により滞納が発生している場合は、生活保護等の他の制度の利用を指導する等して、滞納の発生を防止する必要があると考える。また、場合によっては土地の買い上げを交渉すべきであると考え。</p>
措置内容	<p>当該普通財産について、17件に対し賃貸借契約を締結し、平成23年4月30日を納期限としていたが、督促状を発行している8件のうち3件については、経済的事情により平成23年12月までの一括納付又は分納誓約を取り付け、計画的に確実に回収できており、未収金は発生していない。残り5件については、支払い忘れによる遅れであり、納付済である。なお、今後については、居住者が高齢化していることもあり、継承者の有無及び今後の貸付や購入意思等について、全世帯に対しヒアリングを実施する。</p>
総合意見	<p>平成24年度の指摘については、措置内容に記載のとおり、回収に向けた対応が適切になされていることを確認した。</p> <p>また、当該財産における令和3年度分の貸付についても、経済的事情により一括納付が困難な先が1件あるが、分割納付の誓約書を交わすことで滞納防止に努めており、その他の貸付先も含めて滞納は生じていないことを確認した。</p>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">問題なし</div> <div>指摘</div> <div>意見</div> </div>

番号	21
施設の名称	県営改良住宅山の上団地
現在の所管課	土木部 住宅課
指摘件名	I-1 公有財産の取得に係る事務について 財産台帳登録について

指摘内容	<p>平成 24 年 3 月 29 日に竣工した当該財産について、工事契約書、設計書、工事竣工認定等の書類は整備保管されていたが、財産台帳に登録する際の資料が保管されておらず、台帳への登録伺いも確認できなかった。</p> <p>監査時に台帳価格の登録を建築関連資料から検討した結果、建物として台帳に登録する価格の算定が誤っており、台帳へ登録すべき価格が 1,102,302 千円であることが判明した。建物の台帳価格 1,158,179 千円の訂正が必要である。</p> <p>年度末での建物竣工及び台帳登録に関する書類の整備保管は徹底すべきであり、台帳登録に係る算定資料も作成し保管される必要がある。</p>
措置内容	御指摘の件について、平成 25 年 3 月に改善を行った。
総合意見	<p>当該財産については、平成 25 年 3 月 29 日付で取得価額が 1,102,302 千円に取得価額が修正されていることを、公有財産管理システム帳票である「建物個別沿革」の閲覧により確認した。</p>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 問題なし 指摘 意見 </div>

番号	22
施設の名称	県営住宅全般
現在の所管課	土木部 住宅課
指摘件名	<p>Ⅱ 公営住宅について</p> <p>(1) 公有財産台帳への登録について</p>
指摘内容	<p>固定資産台帳への登録状況を確認していたところ、ユニバーサルデザイン化（以下 UD 化）工事等の資本的支出については、所管課に備え付けの工事記録簿（委託台帳）により管理されていたものの、公有財産台帳への登録ができていなかった。</p> <p>固定資産の取得後の支出については、固定資産の簿価を構成する資本的支出と、支出した年度の費用として処理する修繕費に区分される。UD 化工事は団地の使用価値を上げるものであり、資本的支出と判断されることから、本来公有財産台帳へ登録する必要があると考える。</p> <p>しかし、現状は公有財産台帳への登録がなされていないことから、今後改善の必要がある。</p>

措置内容	御指摘を踏まえ、平成 25 年 4 月から UD 化工事について、公有財産台帳への登録を行うことで改善に着手した。
総合意見	指摘に対する改善状況を確認するため、令和 3 年 12 月 20 日に実施された県営共同住宅武蔵ヶ丘団地に係るユニバーサルデザイン化工事 5,471 千円について「建物個別沿革」を閲覧した結果、適切に資本的支出として公有財産台帳に登録が行われていることを確認した。
	問題なし

番号	23
施設の名称	県営住宅全般
現在の所管課	土木部 住宅課
指摘件名	Ⅱ 公営住宅について (2) 住宅使用料基礎の情報管理について
指摘内容	共同施設については住宅使用料算定の基礎となる敷地面積から除く必要がある。熊本県も住宅使用料賃算定において共同施設を敷地面積から控除しているが、共同施設としてどの部分を除いたかという情報が残されていない。 共同施設とされるものは形式的には統一化されているものの、詳細な状況は団地ごとに異なる。団地ごとにどの部分を共同施設として除いたか情報を残す必要がある。
措置内容	団地の住棟ごとに、どの部分を共同施設として除いたかについてデータの編集に着手したところ。住棟数が 350 を超えるため、多大な時間と労力を要するため、数年かけて、整理していく。
総合意見	当該指摘に対する現在の改善状況を確認するためサンプルで県営住宅大江団地に係る令和 4 年度の「基準家賃台帳」及び「建物口座別一覧」を閲覧した結果、住宅使用料算定にあたっては除外すべき建物外の共同施設部分を明確に区分したうえで、当該部分を含まずに建物面積のみで戸当たり敷地面積が算定されていることを確認した。
	問題なし

(8) 所管部局：警察本部（平成 25 年 9 月 26 日公表分）

番号	24
施設の名称	熊本南警察署富合駐在所
現在の所管課	熊本県警察本部 警務部会計課
指摘件名	I-1 公有財産の取得に係る事務について 入札における業者指名について
指摘内容	<p>指名競争入札を実施する場合は、入札参加資格審査申請書を提出し、受理されている者のうちから対象業者を抽出し、地域性、業者のランク、その他を考慮して指名する業者を決定している。なお、指名業者の案ができた段階で、業者指名委員会が開催され、そこで指名の妥当性を検討のうえ決定している。</p> <p>指名業者の絞り込みについては、「熊本県工事請負建設業者等選定要領」に準拠している。当該指名予定者の絞り込みについて、選定の結果は記録してあるが、なぜ周辺地域の業者からも選定したのか等の選定過程については記録していない。担当者による恣意性が介入しないようにし、また選定過程の透明性を高めるためにも、選定過程の記録を残す必要がある。</p>
措置内容	指名業者選定伺いの段階において、指名業者の選定（絞り込み）の過程を明らかにした書面を作成し、同伺い書に添付し、記録として残すこととする。
総合意見	<p>熊本県警察本部が所管する業者指名審査会の設置及び運用に関して、「熊本県警察本部所管業者指名審査会設置要綱」が施行されており、指名業者の絞り込みについては、「熊本県工事請負建設業者等選定要領」に準拠している。</p> <p>令和3年度の水俣警察署職員住宅防水改修工事を確認したところ、指名審査会に諮る工事指名業者選定について（伺い）の段階で、工事指名業者選定理由書が添付されており、措置内容どおり、指名業者の選定（絞り込み）の過程を明らかにされていることを確認した。</p>
	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">問題なし</div> 指摘 意見

番号	25
施設の名称	天草警察署新和駐在所
現在の所管課	熊本県警察本部 警務部会計課

指摘件名	I-1 公有財産の取得に係る事務について 工事記録簿への記載漏れについて
指摘内容	建設工事完了後に記載すべき工事記録簿への記載 1,628 千円の記載が行われていない。 工事記録簿への正確な記載が必要である。
措置内容	当該指摘を踏まえ、直ちに工事記録簿への記載を行った。引き続き適正な帳簿整備に努めていく。
総合意見	当該工事について、監査の指摘後に工事記録簿に記載を行っていることを確認した。 また、再発防止策として工事記録簿がシステム化（みんなのタテモン）されている。工事を行った各警察署が入力作業を行い、工事関係書類を本部に送り、本部は工事関係書類の内容と工事記録簿のデータを照合し、入力漏れや入力内容の誤りがないか確認を実施している。 同様のミスが発生しないよう、適切なチェック体制が構築されたと考えられる。
	問題なし 指摘 意見

番号	26
施設の名称	水俣警察署跡地
現在の所管課	熊本県警察本部 警務部会計課
指摘件名	I-4 公有財産の処分に係る事務について 財産異動報告とチェック体制について
指摘内容	水俣警察署跡地は平成 22 年度に売却がなされているが、所管課での公有財産異動報告が土地のみが行われたため、平成 22 年度では土地のみが「売却」で減少している。 平成 23 年 5 月、建物の異動報告の失念に気づき異動報告を行っているため、平成 24 年 3 現在の公有財産表で当該建物は平成 23 年度での増減として「売却」で減少している。したがって、平成 22 年度の売却がなされているにもかかわらず、建物だけが旧水俣警察署として平成 23 年 3 月現在の公有財産表に残っていた。 財産を処分した際には、所管課では財産の異動内容を正確かつ迅速に報告する必要がある。また当該財産の土地・建物については管財課において売却をしており、管財課においても平成 22 年度での所

	<p>管課からの異動報告を受領した際の内容チェックが不十分であったと考える。</p> <p>今後、所管課では財産の異動内容の正確かつ速やかな報告が必要であり、また異動報告書を受領する管財課においても異動内容をチェックする体制を整備することが必要である。</p>
措置内容	<p>公有財産の適正管理を期すため、引き続き迅速かつ的確な増減異動報告に努めるとともに、係る事案の再発防止を図るため、チェック体制を強化する。(当初公表内容)</p> <p>具体的には平成25年5月に開催した公有財産事務担当者研修会において、異動報告について適時適切に行うよう指導した。</p> <p>今後も指導を徹底するとともに、管財課内においても、売却担当が売却済み一覧リストを作成して台帳担当へ渡し、報告漏れがないかを双方においてチェックするよう、チェック体制を充実させる。</p>
総合意見	<p>監査時点で公有財産台帳に旧水俣署の建物が残っていないことを確認した。</p> <p>また、売却済み一覧リストの作成について確認をしたところ、現在もリストを作成し、報告漏れがないか相互確認を実施するとともに、財産経営課(旧管財課)と情報の共有を行っていることを確認した。</p> <p>同様のミスが発生しないよう、適切なチェック体制が構築されたと考えられる。</p>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 問題なし 指摘 意見 </div>

(9) 所管部局：教育委員会（平成25年9月26日公表分）

番号	27
施設の名称	教育センター
現在の所管課	教育委員会 教育政策課
指摘件名	I-2 公有財産の管理に係る事務について 財産異動報告について
指摘内容	<p>平成7年3月の女子便所建設に際して、昭和46年12月に建設されたプロパン庫 12.75 m²が取り壊されているが、公有財産台帳上残ったままの状態であった。今回の監査に当たり事前に現地確認を行って取壊しが判明したため、平成24年9月に公有財産異動報告書の</p>

	<p>決裁を行い台帳整理をしている。</p> <p>今後は台帳と施設建物との定期的な照合を行い、適切な財産管理を進めていくことが重要である。</p>
措置内容	<p>財産台帳と施設建物との定期的な照合を行い、適切に財産管理を行う。</p>
総合意見	<p>担当者にヒアリングを行った結果、公有財産台帳と建物・工作物などについて年に一度現物との突合を行っている。突合作業は財産担当者1名が行っているが、総務課長が交代した年度には財産担当者とともにやっている。</p> <p>また、異動報告も都度行っており、台帳との差異が無いように管理を行っている。</p> <p>過去の指摘内容を踏まえ、適切な対応を継続していることを確認した。</p>
	<p>問題なし 指摘 意見</p>

番号	28
施設の名称	八代工業高校教職員住宅
現在の所管課	教育委員会 教育政策課
指摘件名	Ⅲー2 教育庁教育政策課福利厚生室所管の教職員住宅 財産引継ぎ及び異動報告について
指摘内容	<p>建物解体工事は平成23年12月に完了しているが、土木部長から教育庁への引継書は平成24年3月27日に行われており、所管課での公有財産異動報告が6月となり、平成23年度での異動（減少）とはならず平成24年3月末時点での公有財産表で建物が残っている。</p> <p>工事完了後の土木部営繕課からの引き継ぎが速やかに行われなかったことが第一の要因であるが、所管課での異動報告提出の遅れも重なり適切な台帳処理がなされていない。</p> <p>土木部営繕課においては工事が完了したら速やかに所管課への引き継ぎを行う必要があり、また、引継書を入手した所管課においても財産の異動報告を適時適切に行い、公有財産表が適正に更新されることが必要である。</p>
措置内容	<p>引継ぎは年度末になることが多いが、営繕課には早期引継の協力を求める。また本課では速やかに異動報告を行う。</p>

総合意見 (いずれかに○)	<p>担当者にヒアリングを行ったところ、数年前までは該当建物の敷地を県が持っていたため、公有財産管理システムに該当建物のデータもあったが、敷地を売却したことにより現時点で該当建物のデータは残っていない。</p> <p>また、平成 24 年の 6 月に異動報告を行っているが顛末については書類保存期間を経過しているため資料は存在しない。</p> <p>現在は異動報告を都度行っており、また、財産経営課から年に 2 回（上半期と下半期）のチェック依頼があり、異動報告の漏れがないかの確認を行っている。</p> <p>各課からの引き継ぎを速やかに求めるとともに、異動報告は都度行っているとのことなので問題はないと考えられる。</p>
	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">問題なし</div> 指摘 意見

(10) 所管部局：総務部（平成 26 年 10 月 2 日公表分）

番号	29
施設の名称	三角東港県有地
現在の所管課	総務部 財産経営課
指摘件名	2. 公有財産の管理に係る事務について 財産の貸付契約について
指摘内容	<p>【指摘事項】 財産の貸付契約について 現在宇城市道として使用されているが、使用に関する貸付契約がなされていない。早急に貸付契約を締結すべきである。</p> <p>【意見】 無償譲与の検討について 当該財産については宇城市への売却を進めるとのことであるが、すでに道路としての管理コストは宇城市が負担していることを考慮し、宇城市への無償譲与を検討して行くことが望まれる。</p>
措置内容	平成 25 年 5 月から宇城市と貸付契約について協議を行い、平成 26 年 3 月に貸付契約締結。
総合意見	平成 26 年 3 月に宇城市と貸付契約を締結していることを確認した。また、「県有財産譲与契約書」を閲覧し、平成 27 年 12 月 25 日付けで宇城市に対して、公衆用道路を無償譲与したことを確認した。

	問題なし	指摘	意見
--	------	----	----

(11) 所管部局：土木部（平成 26 年 10 月 2 日公表分）

番号	30		
施設の名称	八代港工業用地（大島地区）		
現在の所管課	土木部 港湾課		
指摘件名	I－2 公有財産の管理に係る事務について 財産区分について		
指摘内容	<p>現在当該土地は普通財産として管理がなされている。しかし、当該土地には大島樋門が存在しており、八代港の干満時の海水の排出を調整する重要な機能を果たしている。当該土地については普通財産としてではなく、行政財産として管理をすることが妥当であると考ええる。</p> <p>利用を希望するものが現れた場合、行政財産の目的外使用で対応すれば足りると考える。</p>		
措置内容	普通財産から行政財産（港湾施設用地）へ分類替えの手続きを終え、以後、港湾法に基づく財産として管理することとした。		
総合意見	<p>公有財産管理システム帳票である「土地地番別沿革」を閲覧した結果、平成 26 年 3 月 31 日付で指摘対象の施設の財産区分が普通財産から行政財産へと区分が変更されていることを確認した。</p>		
	問題なし	指摘	意見

番号	31
施設の名称	県営住宅万日山団地
現在の所管課	土木部 住宅課
指摘件名	I－2 公有財産の管理に係る事務について 財産区分について
指摘内容	<p>現在当該土地は行政財産として区分されているが、本来建物の用途廃止時に行政財産から普通財産へ用途変更を行い管理すべき財産と考える。</p>
措置内容	<p>県営住宅万日山団地の一部に設定されていた抵当権及び根抵当権を抹消し、4月に普通財産への用途変更を行った。</p>

総合意見	当該指摘対象となった財産について、公有財産管理システム帳票である「土地地番別明細」を閲覧した結果、財産区分が普通財産に修正されていることを確認した。
	問題なし 指摘 意見

(12) 所管部局：総務部（平成 28 年 12 月 28 日公表分）

番号	32
施設の名称	旧出水国府県宿舍
現在の所管課	総務部 財産経営課
指摘件名	I－2 公有財産の管理に係る事務について 貸付契約について
指摘内容	<p>【指摘事項】 貸付契約について 現在熊本市道として使用されているが、使用に関する貸付契約がなされていない。早急に貸付契約を締結すべきである。</p> <p>【意見】 無償譲与の検討について 当該財産は 熊本市道に認定され使用されていることから、熊本市への売却を進めるとのことであるが、すでに道路としての管理コストは熊本市が負担していることを考慮し熊本市への無償譲与を検討して行くことが望まれる。</p>
措置内容	【実施済み（H27）】 市道として使用されている普通財産を譲与する方針に基づき、熊本市と協議を行い、平成 27 年 12 月に県有地譲与契約を締結、翌 1 月に所有権移転登記が完了した。
総合意見	「県有財産譲与契約書」を閲覧し、平成 27 年 12 月 25 日付けで熊本市に対して、国府二丁目の宅地及び公衆用道路を無償譲与したことを確認した。
	問題なし 指摘 意見

(13) 所管部局：総務部（平成 30 年 1 月 5 日公表分）

番号	33
施設の名称	旧内坪井県公舎
現在の所管課	総務部 財産経営課
指摘件名	I-2 公有財産の管理に係る事務について 不法使用について
指摘内容	<p>昭和 47 年売却時での地籍更正、分筆での誤りにより生じたものと考えられるが、売却時での隣接地権者との境界確認及びその後の管理が不十分であったことは免れない。</p> <p>県としては時効が絡む物件への影響を懸念して、県から時効援用を働きかける必要がなく、隣接使用者の土地売買等により実測の必要が生じるまで解決は困難として、平成 5 年以後交渉は行っていないが、県有地の一部を隣接地権者が使用し続けていることには変わりなく、仮に使用者に相続が発生すればさらに事態を複雑化することも懸念されることから、改めて期限を設け売却等の交渉を行う必要がある。</p>
措置内容	<p>既に長期にわたり使用されていることを踏まえながら、これまでの経緯や法的な課題などを精査して、対応方法について慎重に検討したい。</p> <p>※今後、関係者との交渉を再開するとしても解決までには長時間を要するものと判断する。</p>
総合意見	<p>長期にわたり使用されており、これまでの経緯や法的な課題などを精査する必要がある、協議を再開する予定はあるものの、時間を要するとして措置困難の報告を行っている。平成 24 年度の包括外部監査結果から 4 年以上解消ができなかった指摘事項であり、措置困難として一旦区切りをつけることに同意するものの、今後も引き続き解消に向けた交渉を行う必要がある。</p> <p>現状、公有財産台帳では利用状況区分を「未利用」としており、毎年の未利用財産調査の対象になっている。</p>
	問題なし 指摘 意見

番号	34
施設の名称	坪井川（松尾町小島町）廃川敷地
現在の所管課	総務部 財産経営課

指摘件名	I-2 公有財産の管理に係る事務について 不法占拠の解消について
指摘内容	<p>当該物件については過去5名の隣接地権者により庭や家屋等で不法占拠されていたが、これまでの売却交渉等により2筆残り、不法占拠の状況も解消され1名の隣接地権者については家屋撤去がなされたが、現在1名の隣接地権者がフェンスを設置している。</p> <p>平成23年度での2件の売却に合わせ当該隣接地権者に用地買取交渉を行ったが、解決には至っていない。隣接地権者には将来的な買取の意思もあることから、引き続き買取に向け交渉を行い、不法占有の状況を解消していく必要がある。</p>
措置内容	<p>平成28年3月に隣接地権者と会い、占有物件の撤去等を要請。引き続き、不法占有の解消と売却に向けた交渉を行う必要がある。</p> <p>※平成28年熊本地震に伴い保留状態となったため、今後、関係者との協議を再開予定であるが、交渉には時間を要するものと判断する。</p>
総合意見	<p>平成28年熊本地震に伴い、交渉が保留状態となっており、協議を再開する予定はあるものの、時間を要するとして措置困難の報告を行っている。平成24年度の包括外部監査結果から4年以上解消ができなかった指摘事項であり、措置困難として一旦区切りをつけることに同意するものの、今後も引き続き解消に向けた交渉を行う必要がある。</p> <p>現状、公有財産台帳では利用状況区分を「未利用」としており、毎年の未利用財産調査の対象になっている。</p>
	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">問題なし</div> 指摘 意見

番号	35
施設の名称	小島町公有水面埋立地
現在の所管課	総務部 財産経営課
指摘件名	I-2 公有財産の管理に係る事務について (2) 未利用地の管理について
指摘内容	<p>現在未活用状況にある用地 10,058 m²は、農家が畑として使用しているが、誰が使用しているか把握されていない。周辺農家が当該地の除草等を行っており、県の費用負担が生じないため畑としての利用を黙認している状況である。使用者を把握することが不可欠であ</p>

	り、売却が困難な土地であることから、現状畑として使用している農家と県有地貸付契約を締結する必要がある。
措置内容	平成 28 年 1 月にあらためて地元関係者へ協力を依頼。引き続き、貸付け又は売却に向けた交渉を行う必要がある。 ※平成 28 年熊本地震に伴い保留状態となったため、今後、関係者との協議を再開予定であるが、交渉には時間を要するものと判断する。
総合意見	平成 28 年熊本地震に伴い、交渉が保留状態となっており、協議を再開する予定はあるものの、時間を要するとして措置困難の報告を行っている。平成 24 年度の包括外部監査結果から 4 年以上解消ができなかった指摘事項であり、措置困難として一旦区切りをつけることに同意するものの、今後も引き続き解消に向けた交渉を行う必要がある。 現状、公有財産台帳では上記の貸付地も未利用地も一体の土地であるため、利用状況区分が「未利用」とはなっていない。そのため、未利用地として管理するためには公有財産台帳とは別の帳票で管理する必要があり、対応漏れが生じる可能性がある。そのため、公有財産台帳を 2 つに分けるなどして、未利用地部分については利用状況区分が「未利用」と分類できるように対応することが望ましい。
	問題なし 指摘 意見

番号	36
施設の名称	城南町廃川敷地
現在の所管課	総務部 財産経営課
指摘件名	I - 2 公有財産の管理に係る事務について 財産管理について
指摘内容	県として長期間にわたり適切な管理がなされなかったことに問題があると言わざるを得ない。県の使用者に対する対応は、平成 11 年及び平成 19 年に売却に向けた交渉を行っているが、価格面での調整がつかず決裂したため、その後の交渉は行われていない。 今後、速やかに使用者や熊本市への売却交渉を再開し、処分を進めていくことが必要である。

措置内容	<p>既に長期にわたり使用されていることを踏まえながら、これまでの経緯や法的な課題などを精査して、慎重な対応を行う必要がある。</p> <p>※平成 28 年熊本地震に伴い保留状態となったため、今後、関係者との協議を再開予定だが、交渉には時間を要するものと判断する。</p>
総合意見	<p>市道として利用している部分については、「土地売却契約書」を閲覧し、面積 107.0 ㎡のうち、65.48 ㎡について平成 25 年 1 月 25 日付けで熊本市に売却していることを確認した。</p> <p>また、地元住民が占有している部分については、平成 28 年熊本地震に伴い、交渉が保留状態となっており、協議を再開する予定はあるものの、時間を要するとして措置困難の報告を行っている。平成 24 年度の包括外部監査結果から 4 年以上解消ができなかった指摘事項であり、措置困難として一旦区切りをつけることに同意するものの、今後も引き続き解消に向けた交渉を行う必要がある。</p> <p>現状、公有財産台帳では利用状況区分を「未利用」としており、毎年の未利用財産調査の対象になっている。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし 指摘 意見</p>

(14) 所管部局：土木部（平成 30 年 1 月 5 日公表分）

番号	37
施設の名称	県営住宅花岡山団地貸付地
現在の所管課	土木部 住宅課
指摘件名	I-2 公有財産の管理に係る事務について 賃料未収と建物未解体について
指摘内容	<p>賃借人が平成 18 年 1 月に死亡した区画には建物（空き家）が取り壊されず残っており、また、同賃借人の平成 17 年度及び平成 18 年度分賃料が未収となっている。</p> <p>相続人に賃料不払分の請求や建物の取り壊しの交渉を続けているが解決には至っていない。空き家の状態で長期間経過することにより、不法使用等の問題が生じることも懸念され、財産管理上できるだけ速やかに建物の取り壊しと未収賃料の回収に努める必要がある。</p> <p>また、現在賃貸中の 7 区画に関しても急傾斜地のため、現地での建て替えが困難であることから、現状では賃借人の転出等の機会に契</p>

	<p>約解除を行い更地化していくほかなく時間を要すると考えられるが、隣接する県有地の利用と合わせ 総合的な活用策を検討しておくことが必要である。</p>
<p>措置内容</p>	<p>貸付の未納分については、平成 25 年度に不納欠損処理を行った。建物については、平成 26 年度に熊本市の条例を適用して、本建物を「廃屋」として撤去できないか協議を行ったが、適用は困難との回答であった。現状では、全国的に「空家」に関する対策が求められ、種々の対策が講じられようとしている状況であり、それらによる対応の可否も念頭に、相続人への撤去請求を継続し、訴訟提起の可否も検討していくこととする。</p> <p>賃貸中だった 7 区画に関し、1 区画は借地者が平成 26 年 12 月末に退去済み（建物撤去含む）。もう 1 区画も、借地料の未納が発生したため、平成 27 年 7 月に契約解除を行った。その後借地料の督促と建物撤去の要請を継続的に実施した結果平成 29 年 8 月上旬に借地料が納入された。今後、建物撤去の訴訟を提起していく予定。</p> <p>また、他の区画も、建物が老朽化しており、早期に、土地の賃貸借を終了し、建物撤去を行ってもらおうよう、対策を検討していくこととする。なお、平成 29 年度から賃貸借期間をこれまでの 3 年から 1 年更新に変更し、相手との契約更新を 1 年単位で切ることができるようにしている。</p> <p>上記のように様々な措置を講じているが、抜本的な解決まで相応の時間を要するものと判断している。</p>
<p>総合意見</p>	<p>担当者にヒアリングを行ったところ、過去の未収賃料はすべて解消済みであり、現在賃貸中の 3 区画においても借地料の未納の発生は生じていないこと、及び残りの区画は未活用の状況であるものの、工事車両の進入が困難な急傾斜地であることから、今後の活用方針については引き続き検討中であることを確認した。</p> <p>現時点で未収となっている賃料はなく、また分割納付の契約にするなど、未収が発生しにくくなるよう工夫が行われていることから、適切に改善がなされたと考えられる。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし 指摘 意見</p>

(15) 所管部局：監査委員事務局

指摘・意見区分	指摘・意見
表題	措置状況の公表の欠落について

<発見した事実もしくは現状>

上記 37 件の措置状況を確認する過程で、以下のような事実があった。

平成 25 年 3 月に包括外部監査人から包括外部監査報告書の提出を受け、同年 9 月 26 日に「平成 24 年度の包括外部監査結果に係る措置状況について」を県のホームページ上で公表していた。なおこの時点で是正措置ができなかった事案については、平成 26 年 10 月 2 日と平成 28 年 12 月 28 日、平成 30 年 1 月 5 日に分けて措置状況（措置困難含む）の公表がなされている。

しかしながら、令和 4 年 9 月にホームページにて措置状況を確認しようとしたところ、リンク付けがうまくいっておらず、閲覧できない状態になっていた。また平成 30 年 1 月 5 日公表の措置状況については、項目そのものが欠けていた。

これについて確認したところ、熊本県ホームページが令和 2 年 12 月に更新された際、全庁的に更新作業を実施されており、その影響と考えられる。

<問題点>

地方自治法第 252 条の 37 第 5 項及び第 252 条の 38 第 6 項では、「監査委員は、当該通知に係る事項（包括外部監査結果の措置状況）を公表しなければならない。」と定められているが、公表期間について明確な定めはないものの、現状のように公表されたものが閲覧できない状況は好ましくない。また今回の包括外部監査で確認されるまでの一年半、公表不備状況の把握がなされない運用となっていたことにも問題があるといえる。

<改善策>

今回はホームページの更新に伴うもので監査委員として直接的な関与はないものの、措置状況の公表が適切になされているかについて留意しなければならない。公表状況に問題がないか、定期的な確認が必要と考えられる。

IV. 統括意見

1. 付随費用について

熊本県の固定資産台帳の作成においては、事業用資産を中心に公有財産台帳に登録された情報を活用する部分が多々あるが、各々の台帳の趣旨が異なるため以下のような違いがある。

II 固定資産台帳の整備目的

3. 現行制度上、各地方公共団体では、「地方自治法」(昭和22年法律第67号)に規定する公有財産を管理するための公有財産台帳や個別法に基づく道路台帳等の各種台帳を備えることとなっていますが、これらの台帳は、主に数量面を中心とした財産の運用管理、現状把握を目的として備えることとされており、資産価値に係る情報の把握が前提とされていない点で固定資産台帳と異なります。また、これらの台帳を個々に備えることとなっているものの、すべての固定資産を網羅する台帳は整備することとなっていないのが現状です。(固定資産台帳と公有財産台帳の主な相違点については、「別紙1」参照)

(出所：総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」)

固定資産台帳と公有財産台帳の主な相違点

固定資産台帳とは

固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿。所有するすべての固定資産(道路、公園、学校、公民館等)について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものであり、財務書類作成の基礎となる補助簿の役割を果たすとともに地方公共団体の保有する財産(固定資産)の適切な管理及び有効活用に役立つ。

公有財産台帳との主な相違点

各地方公共団体では、地方自治法で定められている公有財産の管理や決算の参考書類として作成される「財産に関する調書」の調製等のために、公有財産台帳を整備・管理しているところであるが、主に以下の点において固定資産台帳と相違する。

	公有財産台帳	固定資産台帳
管理の主眼	財産の保全、維持、使用、収益等を通じた現物管理	会計と連動した現物管理
対象資産の範囲	建物・土地・備品等が中心(道路、河川など同台帳上に整備されていない資産もある)	すべての固定資産
資本的支出と修繕費	明確な区分なし	区分あり
付随費用	明確な区分なし	区分あり
金額情報	なし(原則)	あり
減価償却	なし	あり

別紙1

(出所：総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」)

まず大きく異なるのは付随費用についてである。

熊本県が作成している「公有財産事務の手引き」及び総務省が作成している「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」では付随費用について以下のように定めている。

公有財産事務の手引き 第6章公有財産の経理

第3 台帳整備 3 台帳価格の登載（規則 § 16）

(1) 買入れにかかるものは買入価格（調査費、補償費等の付随費用を除く）、交換及び寄附受納に係るものは交換又は寄附受納当時の評価額、その他は次に掲げる価格

- ① 土地については近傍類地の時価を考慮して算定した額。
- ② 建物及び船舶その他の動産については、建築費又は製造費（取壊し費その他の間接費を除く）。ただし、これによることができないものは見積価格。
- ③ 立木竹については、[材積]×[単価]で算定した金額。ただし、庭木その他材積を基準として算定することが適当でないものは見積価格。
- ④ 地上権等・特許権等については取得価格。これが適当でないものは見積価格。
- ⑤ 有価証券のうち株式については、額面株式は一株の金額、無額面株式は発行価格、その他は額面金額。
- ⑥ 出資による権利については出資金額。

資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

V 固定資産台帳の記載単位 2 付随費用

39. 有形固定資産の取得価額は、当該資産の取得にかかる直接的な対価のほか、「企業会計原則」第三―五―Dに準拠して、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含めて算定した金額とします。例えば土地の取得価額には、購入手数料、測量・登記費用、造成費及び造成関連費用、補償費といったもの、工作物である道路の取得価額には、道路そのものの取得にかかる直接的な対価のほか、街灯、ガードレール、標識等の附属設備の価額を含めます。なお、それぞれの附属設備等を個別単位で管理することを妨げるものではありません。また、統一的な基準における消費税の取扱いについては、税込方式を採用することとし、取得価額には、消費税相当額を含めることとします。

上記のように、公有財産台帳の台帳取得価格は「調査費、補償費等の付随費用を除く」と規定されている一方で、固定資産台帳の取得価額は「原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含めて算定した金額とします」と規定されている。そのため、公有財産台帳から固定資産台帳に取り込む前に、公有財産台帳の台帳取得価格に含まれていない付随費用について財産経営課から財産所管課へ「固定資産台帳の単年度・建設仮勘定更新に係る作業要領」に従って調査を依頼し、固定資産台帳の取得価額を決定する仕組みを構築している。

この結果、相当な事務作業が発生しているうえに、個別の指摘事項・意見にもあるように付随費用の加算漏れも発生している。

公有財産台帳上の価格そのものに付随費用を含めることは、制度上可能であり、公有財産台帳上の価格と固定資産台帳上の価額を一致させることができれば、公有財産台帳からそのまま固定資産台帳に取り込むことが可能となる。

これに伴い付随費用についても、契約書などの基礎資料が保管してある財産所管課が直接、公有財産台帳に登録していくことにより、事務効率も大幅に改善され、かつ実態を把握している担当者が入力することで、漏れも減少すると考えられる。

県として公有財産の台帳価格の取り扱いを検討し、付随費用も含めるよう「公有財産事務の手引き」を変更することが望ましい。なお、「公有財産事務の手引き」の変更にあたり、まずもって「熊本県公有財産取扱規則」の変更が必要となる。

また解体工事費用の取り扱いについての誤りも多かったが、付随費用と同様に、取得に関連する費用のうち固定資産の取得価額に含めるべき費用について明確に定義されていないことが原因であると考えられる。設計費用・解体工事費用・工事監理費用・設置費用などの発生頻度の高い項目について、マニュアルなどで取り扱いを明文化して周知することなどが再発防止のために有用と考えられる。

2. 耐用年数について

次に耐用年数についても異なっている。

公有財産台帳上の耐用年数については、財務省の「国有財産台帳の価格改定に関する評価要領について」に次の記載があり、熊本県ではこれに準じている。

第2 用語の定義

この評価要領における用語の定義は、以下、次によるものとする。

- 8 「耐用年数」とは、建物、工作物等の種目、構造等ごとに、別表第1「耐用年数表」に定める年数をいう。

この別表第1「耐用年数表」のうち、建物については次のとおりである。

別表第1 耐用年数表

1 建物

種 目	構 造	耐用年数
事務所建	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	50
	煉瓦造、石造又はブロック造	41
	鉄骨造（軽量鉄骨造以外のもの）	38
	〃（軽量鉄骨造）	26
	木造又は木骨モルタル造	23
	簡易建物（バラック建築程度のもの）	10
住宅建	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	47
	煉瓦造、石造又はブロック造	38
	鉄骨造（軽量鉄骨造以外のもの）	34
	〃（軽量鉄骨造）	23
	木造又は木骨モルタル造	21
	簡易建物（バラック建築程度のもの）	10
工場建、倉庫建 雑屋建	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	38
	煉瓦造、石造又はブロック造	34
	鉄骨造（軽量鉄骨造以外のもの）	31
	〃（軽量鉄骨造）	20
	木造又は木骨モルタル造	15
	簡易建物（バラック建築程度のもの）	10

(注) 本表に掲げる構造以外の特殊構造の建物については、その構造、組成及び種目に応じ、本表をしんしゃくしてその耐用年数を推定する。

一方、総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」では、次のとおりである。

VI 減価償却・耐用年数等

45. 償却資産に係る耐用年数及び償却率については、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号。以下「耐用年数省令」といいます。)に従うこととし、具体的には、「別紙3」及び「別紙4」のとおりとします。なお、端数が生じた場合においては、1円未満を切り捨てます。

46. 償却資産の減価償却について、上記耐用年数により難い特別の理由として次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、当該固定資産の使用可能期間をもって耐用年数とすることができます。

- ①当該固定資産の材質または製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の償却資産の通常材質または製作方法と著しく異なることにより、その使用可能期間が上記耐用年数に比して著しく短いこと
- ②当該固定資産の存する地盤が隆起し、または沈下したことにより、その使用可能期間が上記耐用年数に比して著しく短いこととなったこと
- ③当該固定資産が陳腐化したことにより、その使用可能期間が上記耐用年数に比して著しく短いこととなったこと
- ④当該固定資産がその使用される場所の状況に起因して著しく腐食したことにより、その使用可能期間が上記耐用年数に比して著しく短いこととなったこと
- ⑤当該固定資産が通常の修理または手入れをしなかったことに起因して著しく損耗したことにより、その使用可能期間が上記耐用年数に比して著しく短いこととなったこと
- ⑥その他①から⑤までに掲げる事由に準じる事由により、当該固定資産の使用可能期間が上記耐用年数に比して著しく短いことまたは短いこととなったこと

47. 上記以外は耐用年数省令に準じた耐用年数を設定することとしますが、その取扱いに合理性・客観性があるもので、別途規定するものについては、耐用年数省令よりも長い期間の耐用年数を設定することもできることとします。

この別紙3-2「主な建物の耐用年数表」については次のとおりである。

主な建物の耐用年数表

番号	用途名称	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
		鉄骨鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート	鉄骨 コンクリート	無筋 コンクリート	コンクリート ブロック	れんが 造	プレスト レスト コンクリート	プレキャスト コンクリート	土蔵造	鉄骨造	軽量 鉄骨造	木造
1	庁舎	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
2	事務所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
3	倉庫・物置	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
4	自転車置場・置場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
5	書庫	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
6	車庫	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
7	食堂・調理室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
8	陳列所・展示室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
9	校舎・園舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
10	講堂	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
11	給食室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
12	体育館	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
13	集会所・会議室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
14	公民館	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
15	保健室・調理室・衛生室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
16	脱衣室・更衣室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
17	保育室・育児室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
18	案内所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
19	寮舎・宿舍	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
20	洗場・水飲場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
21	浴場・風呂場	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
22	便所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
23	検査所・実験所・研究所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
24	温室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
25	小屋・畜舎	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
26	火葬場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
27	葬祭所・斎場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
28	農安室・死体安置室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
29	焼却場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
30	塵芥集積所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
31	処理場・加工場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
32	監視所・観察所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
33	滅菌室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
34	濾過室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
35	計量器室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
36	ポンプ室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
37	ボイラー室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
38	配電室・電気室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
39	住宅	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
40	住宅付属建物	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22

※「新地方公金計制度実務研究会報告書」の別表B3に基づき作成している。

出典：財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)

以上のように公有財産台帳上の耐用年数に比べ、固定資産台帳上ではかなり細分化されたものとなっていることが分かる。そのため、同一の固定資産であっても、公有財産台帳と固定資産台帳とは当然に耐用年数が一致しないという現象が生じている。そのため、公有財産台帳に入力されている構造などに基づき、手元に基礎資料がない中、財産経営課担当者1名で設定し直しているのが現状である。

公有財産台帳、固定資産台帳、いずれの耐用年数表も国が定めた基準であるものの、どちらかに統一することができれば、これも大幅な事務効率の改善に繋がるため、県として検討

の余地があるものと思われる。もし耐用年数の統一化が可能であるならば、次の点の検討も有用であると考えられる。

現状、インフラ資産については、「工事進行管理システム」を用いた工事の管理が行われており、所管課で契約額や日付などの工事の情報を「工事進行管理システム」に入力し、「工事進行管理システム」より出力された固定資産データを「公会計システム」に取り込むことで、工事の情報が固定資産台帳に反映される仕組みとなっている。

しかしながら、「工事進行管理システム」では、「事業箇所」単位で耐用年数が統一され、仮に同一事業箇所でも性質の異なる内容の工事や資産の取得があった場合でも、個別に耐用年数を設定することができない仕様となっている。したがって固定資産台帳への登録元データが作成される「工事進行管理システム」について、同一事業箇所においても個別の工事ごとに耐用年数を設定できるようにシステム改修を行えば、事務効率も大幅に改善され、かつ実態を把握している担当者が入力することで、耐用年数の判断における誤りも減少すると考えられる。